

寛保二年本公事方御定書の一異本

林 紀昭

寛保二（一七四二）年三月廿七日に相定まり、四月に老中松平左近將監乗邑から吉宗へ上聞に達した「公事方御定書」（以下「御定書」と略称）そのものを証する写本は伝存していない。そのなかで荃田佳寿子氏は明治大
学刑事博物館（当時）所蔵の「秘宝政用集 卷下」が成立当時の原形に最も近いとして翻刻紹介された（一九七
四年原発表、後同氏『江戸幕府法の研究』所収・一九八〇年）。九十条からなる構成、特に三箇条にわたり寛保
三年八月に他箇所に移行する規定が含まれるなどの諸点から、原形の形態を伝えるとする荃田氏の指摘は基本的
に認められる。ただ当該史料の書写年代は「ごく幕末期のもの」、「旗本大久保家の旧蔵」とされる（上掲書三
一頁）に留まり、詳細の不明であることが惜しまれる。また次掲の藪利和氏も批判するように、荃田氏自身によ
る校訂以外にも「不都合な文言」などが多数認められ、確信あつての採択か、誤植も含む校訂ミスなのかも問題
を残す。

他方藪利和氏は「秘宝政用集」をも諸条文の配列・条数の確認に利用しながら、「科条類典」の「御定書」成

立をめぐる諸史料の変遷の分析を通して寛保二年「御定書」の復元を行われた。結果的に荃田氏の翻刻には復元条文から「余分な規定」や項目の欠落、不都合な文言が存在すると指摘した上で、御自身の「復元した『原テキスト』こそ、まさに原典により近いテキストとなる」と自負する（『公事方御定書下巻』の原テキストについて）大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』所収・一九八四年）。ただ依拠史料を「科条類典」のみに頼っていてよいか、同氏も認める「科条類典」の校訂の必要性と併せて問題を残す。

その後、高塩博氏は入手された庄内藩熊野田村肝煎役田中家旧蔵の「公裁秘録」上下二冊を分析して、同書には「寛保三年極」を最も新しい年次にもつ肩書や幾つかの題号の変更や多くの条文内容の変更を伴う追加等の諸特徴の存在から、寛保三年増修本の伝本と確認された（『寛保三年増修本の『公事方御定書』下巻について』『国学院大学日本文化研究所紀要』第九十五輯・二〇〇五年）。本写本自体も字句の細目については誤写なのか不正確な箇所が随所に散見されるが、本写本の出現により、氏の表現に従うならば、「寛保二年『御定書』の復元に少しばかり寄与する」として、五六条盗人御仕置之事中の「一都て盗物之品は、被盜候者え相返し可申候、……」の規定を藪氏が同条一項として復原したが、「秘宝政用集」と寛保三年増修本は末尾に配置しており、修正する必要があることを論じた。また三四条借金銀取捌定日之事では四月・十一月の月だけを復元した藪氏の案に対して、「両史料共「四月十六日・十一月十六日」と記すので、日付の存した可能性があると指摘する（二三八頁）。同様な問題として、二六条二・三項は寛保二年史料では見受けられず、寛保三年増修本に存するが、「追加」の注記は存在しない一方、「科条類典」にも増補記事は検出されない。二・三項も寛保二年「御定書」に最初から存したのか、「寛保三年増修による追加の規定なのかについては後考に俟ちたい」と慎重な姿勢を見せる。

この角度から寛保二年・寛保三年増修の三史料を対比すると同様な問題が他にも検出される。

一条目安裏書初判之事の内、三奉行の管轄を記した後に「出廷の裏書差遣に続いて、荃田史料では「尤借金出入者右取計候壱ヶ年両度之日限罷出候様裏書可遣候事」との記載が存するが、藪史料では復元されておらず、「余分な規定」と片づける。この理由としては「尤借金……」の付記のない「……裏書可遣候事」に留まる規定を含む「右五ヶ条、但書、奥書共ニ、唯今迄之取計を以相認申候」との朱書の「御好ニ付懸紙」のある寛保元年十二月の三奉行の伺を受けて「寛保二年三月廿二日伺之通御下知、本文極ル」との記述（禁令考後一―二五二頁）に基づくと推定される。但し高塩史料は荃田史料と同文であり、配置も同じである。ところが高塩史料では「棠蔭秘鑑」に見える「享保六年」の肩書以外に「寛保二年極」の肩書があるのである。高塩史料で多数検出される「寛保二年極」の肩書は御定書撰集の折に決定した事を示すと考えられるが、本項については高塩氏は「通則への付加増補（『徳川禁令考』に修正に関する記事見えず）」と言及する（三三三頁）が、「寛保二年極」の肩書の存在については触れることは無い。寛保二年四月以降、直ちに増補作業が開始されていた一例となるのであろうか。六条二項本文末尾に荃田史料では「若亦双方証文有之ニおゐてハ致再吟味間敷事」の語句が存在するが、藪史料では「余分な規定」として記載しない。禁令考後一―二九八頁以降の記述によると、元文三・四年帳では「若亦双方……」の語句の存在が確認され、寛保元年三奉行の伺でも同語句が記載されていたが、該当箇所には「若●又双方……」と丸が挿入され、その下に「●〔書〕『此所若又より以下之文言除可然』とする「御下ケ札」が附されて、結果「……伺之上詮議取掛り可申事」に留める吉宗の見解通りに、寛保二年三月廿二日に御下知があり、「本文極ル」とする。この「科条類典」掲載の「御定書」成立の経過史料を眺める限り、藪氏の指摘通りで

ある。ただ高塩史料の寛保三年増補規定に荃田史料と同一語句が存在することについては、高塩氏の言及は無いが、寛保三年に増補した史料も見出せないで、何らかの事情から寛保二年「御定書」撰集過程で右記語句を最終的に復活挿入し、寛保三年本にも継承された可能性もあることの注意を喚起しておく。

このように「科条類典」掲載の「御定書」成立の経過に関する史料に全幅の信頼性が置きえるか疑問が起きると、藪氏の復元だけでは飽くまでも「原典により近いテキスト」に留まり、これまでと同様に寛保二年「御定書」を収載する史料の探索の課題が残っていると云わざるを得ない。

近時「元禄御法式」の閲覧の必要性から「内閣文庫所蔵史籍叢刊」シリーズで写真版が掲載されている『教令類纂』初集（吸古書院・一九八二年）を眺めていたが、「元禄御法式」を掲載する二十五「御定書之部」に続く二十六「御定書之部」がどのような内容の史料を掲載するのかと瞥見すると、困惑しつつも興味深い史料を検出したので報告する次第である。マイクロフィルム「近世法制史料集」に附された解説で、石井良助氏が『教令類纂』を詳しく紹介するので、抄出すると、幕府先手頭宮崎成身が父の事業を継承して、天保十（一八三九）年に慶長年間より正徳五年までの幕府法令集を編集したのが初集であり、百七巻・八十一部から成るが、そのうち二十五の「元禄御法式」は石井良助編「近世法制史料叢書第一」に収めてある（原発表一九六七年、後同氏『民法典の編纂』所収・創文社・一九七九年）と記載する。そこでは二十六の御定書については言及も無く、また正徳五年前後迄の時期の法制として収載される「御定書」が何があるのか言及した論も見出せないで、検討してみた次第である。以下その内容について報告する次第である。

凡例

- 一本稿は内閣文庫（現国立公文書館）所蔵『教令類纂』初集二十六「御定書之部」を翻刻するものである。
- 一翻刻にあたり正字は当用漢字に改めた。原本の体裁を保つように努めたが、印刷の都合上、体裁に相当変更の生じた箇所があることの了承を願う次第である。また判読の便のために、原文に読点・並列点を施した。
- 一史料の性格分析の参照のため、藪利和氏『公事方御定書下巻』の原テキストについて（大竹秀男・服藤弘司編『幕藩国家の法と支配』所収・一九八四年）に紹介の「付録 原テキスト本文」を復元番号も含めて下段に紹介した。藪史料と呼称する。組方は必ずしも氏の復元に忠実では無いことを断っておく。荃田佳寿子氏紹介の「秘宝政用集」は荃田史料と、また高塩博氏によって寛保三年増修本と確認された「公裁秘録」は高塩史料と、非礼を承知しつつ、敬称を省略して三氏紹介史料に対して筆者の所見を触れる際に引用する。但しどうしても必要な箇所以外、各氏言及の頁は記載していない。

教令類纂初集二十六

御定書之部

〔上部に「秘閣図書之章」「日本政府図書」、下部に「内閣文庫」の方印有り〕

謀書謀判致候者御仕置之事

一 謀書謀判致候者、吟味之上

但加判人

獄門

死罪

62 謀書謀判いたし候もの御仕置之事

一 謀書又ハ謀判いたし候もの

但、加判人、死罪

引廻之上

獄門

寛保二年本公事方御定書の一異本

二〇九

一 謀書与乍存知、頼ニまかせ認遣候者 重キ追放 一 一 謀書と乍存、頼に任せ、認遣候もの 重キ追放
 肩書無く、寛保二年本の特徴を示す〔以下同じ〕。一項「吟味之上」は「引廻之上」の誤り、「謀書」の下
 「又ハ」の語句無し。二項目「存知」の「知」字不要。修正すると藪・高塩両史料と同一規定の構造とな
 る。なお荃田史料は二項欠落。一項「又ハ」の語句の無いことでは本史料と共通する。

火札張札捨文致候者御仕置之事

一 遺恨を以火を可附旨、張文捨文致候者 死罪

但死罪ニ不及程之儀於認候ニ者中追放

一 遺恨を以人之悪事等偽之儀を認、

張札又者捨文抔致候者

中追放

63 火札張札捨文いたし候もの御仕置之事

一 遺恨を以火を可附旨、張札

又ハ捨文いたし候もの

一 遺恨を以人之悪事等、偽之儀

を認、(張札欠カ) 又ハ捨文

いたし候もの

中追放

一項「張文」は「張札」の誤り。その後に「又ハ」の語句脱落。一項但書は二項下段に属すべき内容を独立させた結果、中追放が二度出現する混乱などを惹起した。但書を削除、配置換えなどとして、藪史料に従うべきである。なお「不」字は高塩史料も同字を本来取る。二項の「抔」字は他史料では検出されない。

巧ミ事術事重キ事致候者御仕置之事

事

64 巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事

一 衞事之品対 公儀江掛候事歟、又者重き

ねたり事・巧事致候者

死罪

但 軽き衞事・巧事者

入墨又敲

一 巧成儀を申懸、度々金子等かたり取候者、金高・

雑物多少ニ不限、吟味之上

獄門

但 不得物取候共、巧之品ニ寄

死罪

獄門之内、相当之御仕置可相伺事

一 巧を以人を打擲致、同類之内に取扱ねたり取候者

其品重キハ 獄門

但 同類者仕形ニ寄、其節御仕置可相伺事

一 重キ役人之家来与偽、かたり致候者 死罪

一 願不請儀を叶候躰ニ申成、会所を建掛札等致候者

家財取上 江戸払

但 当人居所ニおゐて会所を

名主押込

建掛札等を致候ニおゐてハ

家主五人組者

過料敲

一家主を似セ并五人組を拵、訴訟ニ出候者

寛保二年本公事方御定書の一異本

一 かたり事之品、対公儀江候事歟、

又ハ重キかたり巧事いたし候もの

死罪

但、軽キかたり事、巧事ニ候ハ、入墨又ハ敲

一 巧成儀申掛、度々金子等かたり取候もの

金高雑物之不依多少 獄門

但、不得物取共、巧之品ニより、死罪獄門之内、

相当之御仕置可相伺事

一 巧を以人を打擲いたし、同類之内より

取扱、物ねたり取候もの

其品重キハ 獄門

不得物取候共、品ニより、死罪

但、同類ハ仕形ニより其節御仕置可相伺事

一 重キ御役人之家来と偽かたりいたし候もの 死罪

一 願不請儀を叶候躰ニ申成し、

家財取上

会所建、懸札等出し候もの

江戸払

但、当人居町ニおゐて会所を建、懸札致ニおゐて

ハ、名主ハ押込、家主五人組過料

一家主并五人組を拵、訴訟に出候もの

敲

二二一

但似七家主・五人組ニ成候者

同 敲

但、似七家主五人組ニ成候もの、同罪

一 売人・買人を拵、似セ物商候者 入墨之上中追放

一 売人買人を拵、似せもの商候もの 入墨之上中追放

題号「銜」は「かたり」に訂正、「重キ」下「ねたり」脱落。一項「銜」は同様訂正、「掛」字は不要、

「ねたり」は「かたり」に訂正、但書「銜」も訂正、「者」字は「ニ候ハ、」に訂正すべきほか、「又」字下「ハ」字が抜けている。二項「吟味之上」は三史料ほか諸写本も「引廻之上」の刑罰を付記せず、抹消の要あり。但書は寛保三年増修に際し改正されたのに対し、藪・荃田両史料に類似する。但し「獄門」と別けて、「死罪」を「但……品ニ寄」と独立した構成要件の刑罰とするのは、重大な誤解である。底本に問題あるか。藪復元等に従い修正を必要とする。三項も寛保三年に改正されたが、藪・荃田両史料と似るが、「不得物取候共……死罪」の規定が脱落するほか、「打擲致」の日本語はおかしく（これ以降も頻出する）、音読を筆記していたことを示唆する（荃田上掲書一九八頁参照）。但書「同類之」の「之」字は「ハ」に校訂される。四項は「御」字が「役人」の前に欠落している。五項は「致」字は「出し」に、但書「居所」は「居町」に校訂する以外に、刑罰の「敲」字は削除。六項は「家主似セ」の「を似セ」は削除のほか、前項の混乱と関係して刑罰に「敲」を挿入する必要がある。関連して但書の「同敲」は「同罪」に訂正する必要がある。

以上、本条全体に底本となった未発見史料の質の悪さが確認されるものの、本史料が寛保三年増修以前の寛保二年本の系統に属する可能性の高いことは認められよう。

偽之訴人致候者御仕置之事

一 主人重キ悪事有之由、偽之儀訴人ニ

出候者

磔

但主人悪事有之候ハ、相応之

御仕置可申付候、訴出候下人者、死罪

一 御褒美可致巧ニ而偽之訴人致候者、敲之上中追放

65 偽之訴人いたし候者御仕置之事

一 主人重キ悪事有之由、偽之儀

訴人ニ出候もの

磔

但、主人悪事有之候ハ、相応之御仕置可申付、

訴出候下人ハ、死罪

一 御褒美可取巧にて偽之訴人

いたし候もの

中追放

本条の題号については、寛保三年増修に際して「申懸……」と改め、三項を新設したが、本史料では藪・荃田両史料と合致し、寛保二年本依拠と考えられる。なお二項「可致」は「可取」と校訂する必要がある。

毒薬并似セ薬売候者御仕置之事

一 毒薬売候者

引廻シ之上獄門

66 毒薬并似薬売御仕置之事

一 毒薬売候もの

引廻之上獄門

一 似セ薬売候者

右同断 死罪

一 似セ薬売候もの

引廻之上死罪

題号では本史料は「似セ」と「セ」字を送る。荃田・高塩史料も同一で、二項や次条から考えてもあつてよい。二項では藪史料は「引廻之上」とするのに対し、荃田史料は「同断」とあり、本史料の「右同断」と類似する。但し高塩史料は藪史料と一致する。なお高塩史料は「薬種」とし、増補された可能性も考えられるが、本史料は藪・荃田両史料と同様に「薬」字のみである。

寛保二年本公事方御定書の一異本

二二三

似七金銀拵候者御仕置之事

一似七金銀拵候者

引廻之上 磔

一似七金銀拵候もの

引廻之上 磔

本条では葦田史料が「ヲ」字を付す以外には相違は存在しない。

似七秤似七柶似七朱拵候者御仕置之事

一似七秤拵候者

引廻之上 獄門

一似七秤拵候もの

引廻之上 獄門

但掛目ニ違無之ニおゐてハ

中追放

但、掛目違無之ニおゐてハ、中追放

一似七柶拵候者

引廻之上 獄門

一似七柶拵候もの

引廻之上 獄門

但入目違無之ニおゐてハ

中追放

但、入目違無之ニおゐてハ、中追放

一似七朱墨拵候者

家財取上所払

一似七朱墨拵候もの

家財取上所払

本条では三史料と基本的に相違はない。藪史料から「科条類典」にも問題を含むことが認められる。

出火ニ付而之御咎之事

一平日出火之節、小間拾間以上焼失候ハ、

火元

押込

69 出火ニ付而之咎之事

一平日出火之節、小間拾間より以上

焼失ニ候ハ、

火元

類焼之多少ニより

但類焼之多少ニ依而 三十日 廿日 十日

三十日廿日十日押込

一 御成日出火、小間拾間以上焼失、并平日三町以上焼失之節
火元 五十日手鎖

火元之地主 三十日押込

火元之家主 押込

一 風上二町・風脇左右二町宛、合六町之

月行事 押込

但 御成日ニ而も、小間拾間之内ニ而、所之者早

速消留候ハ、不及咎ニ、火元当人斗を五十日手

鎖、風上・風脇之者共、無精之様子次第ニ相応之

咎可申付、格別ニ精出し、火を防候ハ、誉可申

候

一 寺社門前出火有之候ハ、其寺社 七日遠慮

御成日又者三町以上之焼失候ハ、 十日遠慮

其外者町方咎同断

一 御成日出火、小間拾間以上焼失、
并平日三町より以上焼失之節

火元 五十日手鎖

火元之地主 三十日押込

火元之家主 三十日押込

風上式町・風脇左右式町宛、

六町之月行事 三十日押込

但、御成日ニ而も、小間拾間之内ニ而、所之もの

共早速消留候ハ、不及咎、火元之当人計五十日

手鎖、風上風脇之もの共、不精之様子次第、相応之

咎可申付候、尤格別精出候ハ、誉可申候

一 寺社門前類焼有之候ハ、其寺社七日遠慮、御成日

又ハ三町より以上之焼失ニ候ハ、十日遠慮、其外

ハ町方咎同断

一項本史料は「火元 押込 但類焼……」と但書の条項を設けるのに対して、藪史料では「火元 類焼 ……押込」と「但」字が無い。荃田史料も同構造である。更に高塩史料に見受けられる「但小間拾間以下之焼失……」の但書とも異なる。本史料が寛保二年本に依拠することを示すが、藪史料に従い訂正すべき

である。二項「拾間^ち」の「^ち」字不要。家主「三十日」欠落。「一風上……」と独立項の形を採るが、茎田・藪二史料とも独立させず。「二」字は不要。「合」字も不要。月行事の押込日数の「三十日」欠落。それぞれ補訂すべきである。但書中「者」の後「共」字欠落。藪・茎田両史料は「火元」の後に「之」字有り、補う必要有り。「斗（計）」の後に「を」字有り、不要。「無精」は「不精」に修正される。藪史料は高塩史料と同様に「可申付候」と「候」字が存在するが、茎田史料も存しない。また「し、火を防」は不要。三項は茎田・藪史料とも類焼等の条件に対する処罰を続けて記載するが、本史料は別記する。但書の新設、新項の分離等以外にも、やはり細部不一致の箇所が多さの現象が見受けられる。

火附御仕置之事

一 火を附候者

火罪

一 火を附候もの

火罪

但 燃立不申候ハ、

引廻之上死罪

但、燃立不申候ハ、引廻之上死罪

一人ニ被頼、火を附候者

死罪

一人ニ被頼、火を附候もの

死罪

但 頼候者

火罪

但 頼候もの、火罪

一 火罪之者引廻シ之儀、物取ニ而火を付候ハ、晒

一 火罪之もの引廻し之儀、物取にて火を附候ものハ晒

一 日本橋

三 不及

両国橋

日本橋

四ツ谷御門外

両国橋

70 火附御仕置之事

赤坂御門外

唱平橋御門外

右之分引廻シ通候節、人員多少ニ依而、其科書之捨

札建置可申候、尤火を附候処居所町中引廻シ之上、

火罪可申付事

但捨札者三十日建置可申事

一物取ニ而無之火附者、さらし并不及捨札ニ、火を附候

処居所町中引廻シ之上

火罪

四谷御門外

赤坂御門外

唱平橋外

右之分引廻通候節、人数不依多少ニ、科書之捨札建

置可申候、尤火を附候所居所町中引廻之上、火罪可

申付事

但、捨札ハ三十日建置可申候

一物取ニ而無之火附ハ、晒并不及捨札、火を附候所居

所町中引廻之上、火罪可申付事

本史料は三項「晒」とするのに対して、藪史料は「晒ニ不及」と全く反対の語句を採る。高塩史料は藪史料と同文だが、荃田史料は本史料と同語句である。本条の起点となる享保八年極（禁令考後三―三九七頁参照）以降、寛保二年に至る立法経過を眺める限り、「晒ニ不及」で一貫する。この経緯からは藪復元の方が妥当であるが、物取りによる放火を、より悪質な犯罪に対して科す晒刑に「不及」とする論理がよく理解できない点が残る。石井良助氏はそれ以降の変遷に「江戸時代における条文整理の一例」に関心を寄せられており（『第三江戸時代漫筆』一六七頁）、この問題への言及は無い。なお氏は寛保二年御定書にも肩書が付記されていたとされる。本史料は引廻箇所についても独立項として「一」字を掲げるが、これは荃田史料も採らない。但し場所の一つ「唱平橋御門外」とする点では本史料と同一である。なお本史料は寛保二年本公事方御定書の一異本

藪史料と逆意となる「人員多少ニ依而」とするが、茎田・藪史料の「人数不依多少」に校訂すべきである。本条では藪復元と異なる語句を二箇所茎田史料と共に採るのが注意される。

人殺御仕置之事

1 一主殺

鋸引之上 磔

但二日晒一日引廻し

3 一同切掛打掛候者

死罪

5 一同為手負候者

引廻し之上 磔

7 一地主を殺候家守

同 獄門

9 一元地主を殺候家守

同 死罪

11 一人之親類を殺候者

同 獄門

13 一人江切掛打掛り候者、兼而巧事ニ候ハ、死罪

但当座之儀ニ候ハ、遠島、品ニより重キ追放

2 一人ニ為手負候者

晒之上 磔

4 一古主を殺候者

同 磔

6 一古主江切掛打掛候者

死罪

8 一同可殺所存ニ而為手負疵付候家守

死罪

71 人殺御仕置之事

1 一主殺

二日晒一日引廻し

鋸引之上 磔

2 一人ニ為手負候もの

さらし之上 磔

3 一同切か、り、打か、り候もの

死罪

4 一古主を殺候もの

晒之上 磔

5 一同為手負候もの

引廻之上 磔

6 一同切か、り、打掛り候もの

死罪

7 一地主を殺候家守

引廻之上 獄門

8 一同可殺所存ニ而手疵負せ候家守

死罪

9 一元地主を殺候家守

引廻之上 死罪

10 一同可殺所存にて手疵負せ候家守

遠島

11 一人之親類を殺候もの

引廻之上 獄門

12 一同為手負候もの

引廻之上 死罪

10 一同可殺所存ニ而手疵為負候家守 遠島
 12 一同為手負候者 死罪
 14 一親殺 磔
 15 一同為手負候者并致打擲候者 磔
 16 一同切掛掛候者 死罪
 18 一伯父伯母兄を殺候者 獄門
 20 一非分も無之実子養子を殺候親 遠島
 但短氣ニ而風与殺、親方之者、利得を以
 殺候ハ、死罪
 22 一師匠を殺候者 磔
 24 一支配を請候名主を殺候者 引廻し之上 獄門
 但可殺所存ニ而為手負候者 死罪
 26 一人を殺候者 下手人
 28 一致差凶人を為殺候者 下手人
 30 一自分之悪事可頭を厭、其人を可致殺害 死罪
 与存疵付、或者詮儀したる人遺恨合、
 手疵等為負候者

13 一同切か、り、打か、り候もの 死罪
 兼而巧候事ニ候ハ、
 但、当座之儀ニ候ハ、遠島、品ニより重キ追放
 14 一親殺 引廻之上 磔
 15 一同為手負候もの(并欠カ)打擲いたし候もの 磔
 16 一同切か、り、打か、り候もの 磔(死罪カ)
 17 一舅を殺候もの 引廻之上 獄門
 18 一伯父伯母兄殺候もの 獄門
 19 一同為手負候もの 死罪
 20 一非分も無之実子養子を殺候親 遠島
 短慮ニ而與、風殺候ハ、
 但、親方之者、利得を以殺候ハ、死罪
 21 一弟妹を殺候もの 右同断 遠島
 但、右同断
 22 一師匠を殺候もの 磔
 23 一同為手負候もの 死罪
 24 一支配を請候名主を殺候もの 引廻之上 獄門

寛保二年本公事方御定書の一異本

二二九

- | | | | |
|-----------------------|---------|---|--------|
| 32 一人殺ニ致手伝候者 | 遠島 | 但、可殺所存にて手疵負せ候もの、死罪 | |
| 17 一舅を殺候者 | 引廻し之上獄門 | 25 一毒飼いたし、人を殺候もの | 獄門 |
| 19 一同為手負候者 | 死罪 | 但、毒飼いたし候得共、不死におゐてハ、遠島 | |
| 21 一弟妹甥姪を殺候者 | 遠島 | 26 一人を殺候もの | 下手人 |
| 23 一同為手負候者 | 遠島 | 27 一人殺之手引いたし候もの | 遠島 |
| 25 一毒飼を致、人を殺者 | 獄門 | 但、殺候当人致欠落、不出におゐてハ、下手人 | |
| 27 一人殺之手引致候者 | 遠島 | 28 一差図いたし、人を殺させ候もの | 下手人 |
| 但殺候当人欠落致ニおゐてハ、下手人 | | 29 一差図を請、人を殺候もの | 遠島 |
| 29 一差図を請、人を殺候もの | 遠島 | 30 一自分之悪事可顕を厭ひ、其人を可致殺害として疵付、或ハ詮議したる人に遺恨を含、手疵為負候もの | 死罪 |
| 31 一大勢ニ而人を打殺候者、初発打掛候者 | 下手人 | 31 一大勢ニ而人を打殺候時、初発ニ打掛り候もの下手人 | |
| 33 一同手傳者不致候得共、致荷担候者 | 中追放 | 32 一人殺ニ手傳いたし候もの | 遠島 |
| 34 一相手ヲ不法之儀を仕掛、無是非 | 遠島 | 33 一人殺に手傳ハ不致候得共、荷担いたし候もの中追放 | |
| 刃傷ニおよひ人を殺候もの | | 34 一相手より不法之儀を仕掛、無是非及刃傷人を殺候もの | 遠島 |
| 35 一辻切致候者 | 引廻し之上死罪 | 35 一辻切いたし候もの | 引廻之上死罪 |
| 36 一渡船乗沈溺死有之ハ、其船頭水主 | 遠島 | | |

37 一車を引掛人を殺候時、殺候方を引候者 死罪

但人ニ不当方を引候者、遠島

38 一車を引怪我為致候者 右断

但人ニ不当方を引候者 中追放

車引之主人者 重き過料

車引之家主者 過料

39 一牛馬を引掛人を殺候もの 死罪

40 一同怪我為致候者 中追放

41 一口論之上人ニ疵付、片輪ニ致候者 中追放

但渡世も難成程之片輪ニ致候ハ、遠島

42 一離別之妻ニ疵付候者 入墨之上 遠国非人手下

43 一人を殺候旨致申掛候者 重キ追放

但深き巧事有之ハ遠島、猶品之重キ者 死罪

本条の本史料の混乱が甚だしいため、異例ではあるが、敷衍元史料の配列に従って項数を対比して記載した。先ず一項から処刑の前提たる晒・引廻を後に廻して但書とする。二・三項は配列が逆になったように見受けられるが、三項の刑罰が異なる。注意を払うと、八項に同意の「主人……手負……晒之上磔」

36 一渡船乗沈溺死有之ハ、其船之水主 遠島

37 一車を引掛人を殺候時、殺候方を引候もの 死罪

但、人ニ不当方を引候ものハ、遠島

38 一同怪我致させ候もの 遠島

但、人ニ不当方を引候ものハ中追放、車引之主人

ハ重科(過力)料、車牽之家主ハ過料

39 一牛馬を牽掛人を殺候もの 死罪

40 一同怪我致させ候もの 中追放

41 一口論之うへ人ニ疵付、片輪ニいたし候もの 中追放

但、渡世も難成程之片輪ニいたし候ハ、遠島

42 一離別之妻に疵付候もの 入墨之上遠国非人手下

43 一人を殺候旨申掛いたし候もの 一通り之申掛ニ候ハ、重追放

但、深き巧事有之ハ遠島、猶品重キハ死罪

と藪史料二項と同一内容が検出されるので、他項を眺めると、「同……手負……引廻之上上礫」は藪史料では五項にある。それに該当するとすると、藪史料の一・三・五・七・九・一一・一三項の順となり、続いて二・四・六・八・一〇・一二・一四の順に配列されていたと見当がつく。その視点から眺めると、一四の後ろに一五が続くのは異例であるが、また一六・一八・二〇・二二・二四・二六・二八・三〇・三二の後、一七・一九・二一・二三・二五・二七・二九・三一・三三と、偶数・奇数の順に配列され、三四以降四三までは藪史料の配列と一致する。従ってこのような混乱が発生したのは、本史料の底本が例えば上段を奇数項、下段を偶数項に配置していたのを奇数項順に先ず転載し、次に偶数項順に記載したためと推測される。このような混乱に付随してか、例えば二〇項「短気」、三一項「打殺候者」、四三項「一通り……」の欠落など補正を要する問題が発生しているが、条文変改の詳細を紹介するのは煩雑になるだけなので省略する。但し寛保二年本であることは、高塩史料と三七項とを対比すると認められる（禁令考後三一四三三頁）。

相手理不_レ尽之仕方_ニ而下_レ手人_ニ不成御仕置之事

72 相手理不_レ尽之仕形_ニ而下_レ手人_ニ不成御仕置之事

一相手理不_レ尽之仕方_ニ而不得止事切殺_レ於_レ而者 下手人
但相手方親類・名主等、被殺候方不法者_ニ而、
申分御免申出、無紛候ハ、中追放

一相手理不_レ尽之仕形_ニ而、不得止事切殺候におゐてハ
相手方親類名主等、被殺候もの平日不法者_ニ
而申分無_レ之、下手人御免申出、無紛候ハ、

但武士方奉公人者、主人より願無之候ハ、差

中追放

免申間敷候

但、武士方奉公人者、主人より願無之候ハ、差
免申間敷事

先ず題号「仕方」は「仕形」に訂正を要する。さらに「切殺於而者」の後に直ちに下手人の刑罰を記す。従つて本来要する「無之下手人」の語句が消え、また但書が二回続くことになる。三史料のように「下手人御免……」との記述により暗に御免願を出すことを前提とする規定構造とは異なってくる。本史料の質が問われる一例である。なお、「方」字は「者」に、その後は「平日」の挿入、末尾「候」は「事」に校訂される。

疵被附候者外之病ニ而相果疵付候者御仕置之事

73 疵被附候者外之病ニ而相果疵付候もの之事

一手負候者元方及死候疵ニ而無之処、平癒之内ニ余病
差発、死候時者、弥遂吟味、余病ニ而死候ニ紛於無
之ハ、相手不及下手人ニ事

一手疵負候もの、元方及死候疵ニ而無之処、平癒之
内余病差発り、死候ハ、弥遂吟味を、余病ニ而死
候ニ紛無之におゐてハ、相手不及下手人ニ事

題号の「御仕置」の語句は不要である。また「手負候」は「手疵負候」に、「死候時者」は「死候ハ、」に
に敷史料に従い、修正を要する。

怪我ニ而相果候者相手御仕置之事

74 怪我ニ而相果候もの相手御仕置之事

寛保二年本公事方御定書の一異本

一三三

一弓鉄砲を放し、あやまちニ而人を殺候者、吟味之上
ニ而あやまちニ無紛、并怪我人之親類尋之上

遠島

但相果候者存命之内、相手御仕置御免之願申置ニ
於てハ、一等軽く可申付事

一定りたる矢場・鉄砲場ニ而、外方人不慮ニ参掛り、

若夫玉ニ当り、縦其者死候共、不及咎ニ事

一怪我ニ而風与疵付、其疵ニ而相手死候者、吟味之上あ
やまちニ無紛、并怪我人之親類共存念尋之上

中追放

但吟味之上、不念之儀有之候ニ於てハ、一等重く
可申付事

一弓鉄砲を放、あやまちにて人を殺候もの
吟味之上、あやまちニ無紛、(并欠カ)

怪我人之親類存念相尋候上
遠島

但、相果候もの存命之内、相手御仕置御免之願申
置候ニおゐてハ、一等軽く可申付候

一定りたる矢場鉄砲場にて、外より不慮ニ人参り懸、

若夫玉ニ当り、縦令其人死候共、不及咎ニ事

一怪我ニ而風与疵付ケ、其疵ニ而相手死候もの

右同断
中追放

但、吟味之上、不念之儀於有之ハ、一等重可申付
事

本史料一項が「吟味之上ニ而」「親類尋之」とするのに対し、叢史料は「ニ而」の語句無し、「親類共存念相尋候」との異同が検出される。それぞれ本史料を校訂すべきである。二項も「人不慮ニ」を叢史料は「不慮ニ人」とする。本史料は追記で「人」字が加えられた形跡が存するので、追記場所を誤ったのか。

「夫玉」については寛保元年段階の案では「それ玉」の語句も存したが、「夫玉」に修正される。なお叢史料は「参り懸」とするが、禁令考後四―一二頁収載の懸紙・一三頁寛保元年九月御下知書からは「参り懸

り」とすべきである（荃田史料参照）。三項では敷史料が「吟味之上……相尋候上」の文を「右同断」と一項の減刑条件を踏襲するが、省略した記載方法を採用。その根拠は前掲懸紙にあるが、二項が間に挟まり、理解困難な面を残す。荃田・高塩両史料以外にも本史料も「吟味之上……」と明記することから考え、再考を要する条項と考えられる。

御領私領入会之論所見分之事

一 論所之事、国境・郡境ニ而も、双方立会絵図と御国
絵図大概相違無之ニ於ては不及検使ニ裁許可有之候、
入組不申儀者、猥ニ検使差遣シ申間敷候事

一 検使不遣候而難決儀者、国境・郡境ハ御番衆・御代
官、村境者御代官斗可差遣、但入組不申場所ハ、郡
境ニ而も、其辺之御代官可致見分、其上裁許可有事

〔但場所見分伺書・絵図等書載候品之事〕

本条は寛保三年増補の際に題号変更されたが、それ以前の題号を採るので寛保二年御定書と認められる。但し本史料は次条の題号を「但」字を附して二項の但書とする混乱があるが、一応切り離して記載する。題号では敷史料に従い、「御領」は「御料」に修正を要する。一項では本史料は「不申儀者」と「者」字を附すのに対して、敷史料は「三」字を附すが、荃田・高塩両史料は何の字も附さない。今後に課題を残

寛保二年本公事方御定書の一異本

10 御料私領入会之論所見分之事

一 論所之事、国境郡境ニ而も、双方立会絵図と御国
図大概相違於無之ハ、不及検使、裁許可有之候、入
組不申儀ニ、猥（ニ欠カ）検使差遣申間敷事

一 検使不遣候而難決儀者、国境郡境ハ御番衆、御代官、
村境者御代官斗計差遣、但、入組不申場所ハ、郡境
ニ而も其辺之御代官為致見分可有裁許事

す。末尾「候」字は本史料には存するが、三史料共存しない。また荃田史料は「差出」とするが、本史料、藪・高塩両史料は何れも「差遣」の語句を採る。二項は本史料の「場所」は藪史料等の「論所」の誤写と考えられる。「可致見分」の「可」字は「為」字に、「其上」之語句は不要と、三史料に基づき校訂される。

但場所見分伺書・絵図等書載候品之事

一 論所之町歩反別者勿論、証拠ニ引候諸帳面・証文之文言之内、其事之員数等書出可申候、絵図面ニ而極候儀者、右絵図入用之所斗りを小絵図ニ仕、可差出候

一 絵図面ニ不相分儀、又者書付之本文ニ難書込意味者其所江朱書ニ相認メ、訴訟方・相手方・見分方与、夫々ニ可致肩書候、尤絵図与伺書見出シ之番付、是又朱書ニ認可申候事

一 絵図面論外之分者不致彩色、名所を訴訟方・相手方と肩書ニ仕差出可申事

本条は前述の通り本史料では「但」を冒頭に記し、前条の但書とするが、削除すべきである。一項は異同は無い。二項は荃田・高塩両史料が「絵図」とするのに対して、藪史料は「絵面」とする。これは禁令考

11 論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事

一 論所之町歩反別ハ勿論、証拠ニ引候諸帳面証文之文言之内、其事之員数等書出し可申候、絵図面ニ而極候儀ハ、右絵図入用之所計を、小絵図ニ仕、可差出候

一 絵面ニ而不相分儀、又ハ書付之本文(ニ欠カ)難書込意味ハ、其所江朱書に相認、訴訟方相手方見分方と、夫々之可致肩書候、尤絵図と伺書見出之番付、是又朱書ニ認可申事

一 絵図面論外之分ハ不致彩色、名所を附、訴訟方相手方と肩書仕、差出可申事

後一―三六三頁所引の寛保二年三月の伺への下知で確定したとの記載に基づく（但し荃田史料への言及は無い）。更に寛保三年増補に際して検討した際の結論でも「絵面」の語句が用いられており、高塩史料の「絵図」では無い。本文に関わる語句であるので、本史料の採る「絵図面」に固執する訳では無いが、少なくとも「科条類典」自体の校訂の必要性を示す一例と思われる。なお「絵図面三」の後に「而」を挿入すべきである。藪史料では「夫々之」と「科条類典」に従うが、荃田・本両史料は「夫々三」とする。同様に荃田・本両史料は末尾「候」字を記す。一応差異を指摘するに留める。三項は「名所を」の後に「附（付）」字を挿入、「肩書」の後の「三」字は削除すべきである。なお本史料三項では「三而」としていたのを「と」と傍書しており、書写後、一応点検していた形跡が存する一例である。

裁許可取用証拠書物之事

一御朱印者不及申、讓状・古証文・古水帳、或者地頭
江出置候書付等、其帳面疑敷無之ニ於てハ、証拠取
用可申候、私ニ書記置候者、或者寺社方縁起之類、
猥ニ不可取用事

12 裁許可取用証拠書物之事

一御朱印ハ不及申、讓状古証文古水帳、或ハ地頭出置
候書付等、其紙面疑敷儀於無之ハ、証拠ニ取用可申、
私ニ書記置候もの、或ハ寺社縁起之類、猥（ニ欠カ）
不可取用之事

「地頭江」の「江」字不要、「帳面」ハ「紙面」に、「疑敷」の後「儀」字欠落、「方」字不要と校訂される。なお藪史料の「証拠三」、「取用之事」とするが、荃田・高塩・本史料何れも「三」・「之」の各字は存しない。高塩史料では何れも補うが、一応その差異の存在を指摘しておく。

寛保二年本公事方御定書の一異本

二二七

寺社方訴訟人取捌之事

一 寺社訴訟人可届所江不断して願出、添簡等無之類者
取上申間敷候、強而願候ハ、本寺之触頭江相尋、
本寺触頭ニ而可致吟味と申筋ハ、本寺触頭江吟味可
申付候事

一本寺触頭を相手取候歟、又者本寺触頭江願候而も、
押江置候故、不得止事願出候類者、添簡無之候共、
可致吟味候事

一 寺社領之町人百姓、地頭非分之申出候類之地頭寺院
或者神主等呼出、様子委細相尋、品ニより取上、可
致吟味事

一 寺院加り候出入、裁許申付候節者、触頭又者本寺を
呼出為承、裁許状ニ奥印為致可申候事

一 一宗法儀ニ拘候公事訴訟之儀者、取上申間敷、尤本
寺触頭ニ而咎申付候而も及難洪候者、又者他宗俗人入
交り候出入者取上、可致吟味事

一・二・四項末尾の「候」字は削除される。一項では「添簡等」の「等」字削除、「強而」の後に「相」

13 寺社方訴訟人取捌之事

一 寺社訴訟人、可届所江不断して願出、添簡無之類ハ
取上申間敷候、強而相願候ハ、本寺触頭江相尋、
本寺触頭ニ而可致吟味と申筋ハ、本寺触頭江吟味可
申付事

一本寺触頭を相手取候歟、又者本寺触頭江願候而も、
押置候（ニ欠カ）付、不得止事願出候類者、添簡無
之候とも、取上可致吟味事

一 寺社領之町人百姓、地頭非分之儀を申出候類ハ、地
頭寺院或ハ神主等呼出、様子相尋、品ニより取上、
可致吟味事

一 寺院加り候出入裁許申付候節ハ、触頭又ハ本寺呼出
為承、裁許状ニ奥印為致可申事

一 一宗法儀ニ拘候公事訴訟之儀ハ取上申間敷候、尤本
寺触頭ニ而咎申付候而も及難洪候もの、又者他宗俗
人入交り候出入ハ、取上可致吟味事

字挿入、「本寺之」の「之」字削除が必要である。二項では「相手取」の後に「候」字挿入の他、「押置候故」の「故」字は「ニ付」に修正、「可致」の前に「取上」の語句の挿入が求められる。三項では「類之」の「之」字は「者」字に修正、「委細」字は三史料共無く不要と認められる。五項では「間敷」の後に「候」字の挿入が三史料との対比から必要とされる。

公事取扱并扱日限之事

- 一 火附
- 一 人殺
- 一 人勾引
- 一 逆罪之者
- 一 名主等私曲非分
- 一 博奕三笠附取退無尽
- 一 隠売女
- 一 巧事
- 右之外ニ茂 公儀江掛り候出入之儀、願出候共、為扱申間敷候事
- 一 公事扱願出候節、日数廿日ニ可限、但遠国江掛合候

寛保二年本公事方御定書の一異本

14 公事取扱并扱日限之事

- 一 火附
- 一 盜賊
- 一 人殺
- 一 人勾引
- 一 逆罪之もの
- 一 名主等私曲非分
- 一 博奕三笠附取退無尽
- 一 隠売女
- 一 巧事
- 右之外にも公儀江掛り候出入、扱之儀願出候とも、為扱申間敷候事

二二九

出入者、往來日数を考、其節之日限を相極、可申付候事

一 公事扱願出候節、日数廿日ニ可限、但、遠国江掛り合候出入ハ、往來日数を考、其節々、日限相極可申付事

本条は寛保三年増補の際に題号を変更するが、本史料は二年の題号である。本史料では一つ書き二ツ目「盜賊」の脱落という大きなミスを犯す。同様に「出入」の下「扱」字が脱落する。二項では荃田・高塩と共に本史料も「其節之」とするが、藪史料は禁令考後一―四二三頁等所引の元文五年書付に従い、「其節々」とする。「度々」とする語句も見出されるので、この復元に従いたい。

誤証文押而取間敷事

一 相手不致得心ニ、押而誤証文取申間敷候、仮令誤証文差出候共、其証文ニ不拘、理非次第ニ裁許可仕候事

15 誤証文押而取間敷事

一 相手不致得心ニ、押而誤証文取（申欠カ）間敷候、たとへ誤証文差出候とも、其証文ニか、ハらす、理非次第（に欠カ）裁許可仕事

藪史料では「取」の後に「申欠カ」の語句を行間に記載する。これに対して荃田・高塩両史料は「申」字を含む。本史料も同様である。藪史料は寛保元年の伺に対しての翌年の下知によって「本文極ル」とした附記（禁令考後一―四二四頁）を採択したが、「科条類典」の文言に従う原則にこの場合踏襲せず、根拠を明記しないまま行間補記する。藪氏は他本を参照したとする当該史料に「申」字があるのであれば、「カ」は不要であろう。典拠の明示が欲しい所である。同様に藪史料では「に欠カ」と行間補記した「二」

字は本史料も含めて存在する（この場合も「科条類典」の文言にも「二」字は存しないが）。なお本史料末尾「候」字は削除すべきである。

盗賊火付詮儀致方之事

一 盗賊火附詮儀之儀、盗賊改火附改江不相渡、其手切

二 而可致詮儀事

16 盗賊火附詮議致方之事

一 盗賊火附詮議之儀、盗賊改火附改江不相渡、其手限

二 而可致詮議事

「詮儀」の「儀」字は「議」字と通用される事が多く（本例でも荃田史料も同字である）、「儀」字を残しても良く、一応差異の存在を指摘しておく。「切」字と「限」字の相違も、右記と同様で、荃田・高塩両史料や「棠蔭秘鑑」所引「御定書」も「切」字を採る。従ってこの場合も一応差異の存在を指摘しておくに留める。

旧悪御仕置之事

一 火附

一 徒党致人家江押込候類

一 追剥之類并重キ盗人

一 人殺

右之類者縦旧悪ニ候共、御仕置相伺可申、此外一旦

寛保二年本公事方御定書の一異本

17 旧悪御仕置之事

一 火附

一 致徒党人家江押込候類

一 追剥之類并重キ盗人

一 人殺

右之類ハ、旧悪ニ候共、御仕置相伺可申候、此外一

一三三

渡世之為悪事致、其後不宜事与存付、相止メ候儀証
抛分明ニおゐてハ、咎二者及不申事

且渡世のため悪事いたし、其後不宜事と存付相止候
儀、証抛分明ニおゐてハ、咎に不及事

本条については寛保三年に追加がなされたが、本史料では認められず、寛保二年御定書の書写の例証となる。本史料は「徒党致」「悪事致」と漢文として不適当な用語法を採る。これは法文読み上げに対して、必ずしも法文の書き方に熟知しない書き手が写した為であろう。各々修正すべきである。「縦」字は削除、「可申」の後に「候」字の挿入、「咎二者及不申事」は「咎ニ不及事」と、三史料との比較から校訂される。

二重御仕置申付候事

一 役儀取上過料

一 過料之上戸メ追放

一 敲之上追放所払

一 入墨之上敲

右者科之輕重ニ依て、右ニ准し可申付事

18 二重御仕置申付候事

一 役儀取上

一 過料之上

一 敲之上

一 入墨之上

右者、科之輕重に依而、右ニ准可申付事



本条は寛保三年に末条に配置換えされるので、本史料も寛保二年御定書の書写、更に十八条に配置されていた事が確認される。本条では茎田史料ではどう見ても「敲之上」の下に「追放」が並記されている。校

訂ミスであろう。しかし、写本段階で混乱は生じていたようで、本史料も二重刑罰を切り離して記載すべきところを、直接結び付けて記載した際に混乱が生じたと思われる。「過料」では「追放」、「敲」では「所払」を削除すべきであり、その削除された刑罰は「入墨」の二重仕置に廻し、禁令考後四―二四〇頁掛紙のように表記した藪復元に従う。

裁許并裏判不請者之御仕置之事

一裁許不請者

中追放

一裁許不請もの

中追放

一裏判并差紙不請者

所払

一裏判并差紙不請もの

所払

本史料の題号の「之」字は不要。なお三史料共「者」を「もの」と記す。

関所を除山越致候者、并関所を忍通り候者御仕置之事

20 関所を除山越いたし候もの、并関所を忍通候御仕置之事

一関所難通類、山越致候者、於番所

磔

一関所難通類、山越等いたし候もの

於其所磔

但男ニ被誘引、致山越候女者

奴

但、男ニ被誘引、山越いたし候女ハ奴

一関所致案内候者、番所ニおゐて

磔

一同案内いたし候もの

於其所磔

一関所忍通候者

重キ追放

一同忍通り候もの

重キ追放

但女者

奴

但、女ハ奴

寛保二年本公事方御定書の一異本

一三三三

一同留番所を女ヲ連忍ひ通候者

中追放

一口留番所を女を連忍ひ通り候もの

中追放

但女者領主江可相渡事

但、女ハ領主江可相渡

本条も一七条と同様に題号で「山越致」とする。荃田史料も同一であるが、「山越致し」等の語句が望まれる。一項は「山越」の後に「等」字の追記、「番所」(二項も同様)は「其所」に修正、二・三項「関所」は「同」(但し荃田史料は三項は「忍通り」から始まる)字に修正、四項「同留」は「口留」に修正、但書末尾「事」は削除と、各校訂を必要とする。

一 隠鉄炮有之村方咎之事

21 隠鉄炮有之村方咎之事

一 隠鉄炮致所持候者

遠島

1 一 隠鉄炮致所持候もの

遠島

但江戸十里四方御留場之内

江戸拾里四方并御留場内

一 隠鉄炮打候者

右同断

右之外関八州

中追放

右之外関八州中追放、関八州

所払

関八州之外

所払

一 隠鉄炮所持之村方

重キ過料

2 一 隠鉄炮打候もの

右同断

江戸十里四方御留場之内

3 隠鉄炮所持之村方

他所ヲ参り打候村方

右同断

一 他所より参り打候村方

名主組頭

右之外関八州

急度叱り

江戸拾里四方并御留場内

重キ過料

一 隠鉄炮致所持候者五人組

右之外関八州

急度叱

江戸十里四方并御留場之内 過料

一 隠鉄炮打候村方同致所持候村方惣百姓

江戸十里四方并御留場之内 軽キ過料

猶又過怠として老ケ年 烏番

一 廻り場之内ニ而鉄炮三度打候を不存候ハ、

御留場之内、野廻り之役儀可取放事

但野廻り之居村ニ隠鉄炮致所持候者有之ニ於てハ

役儀可取放事

一 隠鉄炮を打候者を召捕候者

江戸十里四方御留場之内 御褒美 銀式枚

一同訴人仕候者

右同断 同 同五枚

4 一 隠鉄炮致所持候もの五人組

江戸拾里四方并御留場内 過料

5 一 隠鉄炮打候村方 総百姓

同致所持候村方

江戸拾里四方 軽キ過料

御留場内 老ケ年

為過怠烏番

6 一 廻り場之内鉄炮三度以上打候を

不存候ハ、御留場内 野廻り役儀可取放事

但、野廻り之居村ニ隠鉄炮所持いたし候もの於

有之ハ、役儀可取放

7 一 隠鉄炮打捕候もの

江戸十里拾方并御留場内 御褒美 銀式拾枚

8 一同訴人仕候もの

右同断 同 同五枚

本条も本史料は混乱が多すぎる。従って數復元に項番号を附し、説明の便を図る。一項は「但」字を附し
た上で江戸十里四方（続く「并」字欠落）等は規定するが、「右之外……」は二項に誤って配置して、従

寛保二年本公事方御定書の一異本

一三五

つてより拡がる地域での所持の問題が欠落する。なお二項に廻した規定の内、「関八州 所払」は「関八州之外所払」と修正した（荃田史料も「之外」字は欠落する）上で、一項に戻し、逆に二項の「右之外……」は削除を必要とする。なお三項は荃田史料も二つの項に分けたため混乱が発生し、「右同断」の語句を挿入する結果となっている（藪史料未指摘）。本史料は村方の責任を負う「名主組頭」が欠落するほか、「江戸十里四方……」と「他所方……」の配置に混乱が生じ、結果「右同断」の語句を挿入しており、荃田史料との近似性を持つ。五項では荃田史料は二つの項に分けるのに対して、本史料は分けられないが、「猶又」と不要な語句が存する。なお藪復元の「為過怠鳥番」の語句の位置は修正すべきである（禁令考後二―四三頁参照）。六項では「三度」の後に「以上」の語句を挿入、末尾「事」字は削除すべきである。七項では「打候者を召捕」は「打捕」だけでよい。なお御褒美が次項に比べ低い「式枚」に留めた問題に疑問が起ころなかつたのであろうか。当然「式拾枚」の誤りである。書写者の法に対する理解能力を窺わせる。

御留場之内鳥致殺生候者御仕置之事

一 網或者繭繩ニ而鳥致殺生候者

過料

一 鳥殺生致候者村方并居村

名主 過料

22 御留場に而鳥殺生いたし候もの御仕置之事

一 網或ハ繭繩ニ而鳥殺生いたし候もの

過料

一 鳥殺生いたし候村方并居村

名主 過料

組頭 叱り

組頭 叱

題号「之内」は三史料共に採る「三而」に修正、二項では「殺生致」とあり、当然「致殺生」に修正され

るほか、「者」字は削除される。なお三史料共「叱」に留まり、「り」字を送っていない。削除される。

村方戸メ無之事

一在方江戸メハ不申付、軽キ儀者叱り可申付、重キハ過料、又者名主組頭等者役儀取上、猶其上ニも各可然者者過料可申付事

但江戸町続寺社門前并町続之村方町奉行支配之町之分者、戸メをも可申付、在中ニ而も侍躰之者者右同断（人別帳ニも不加、他之者差置御仕置之事）

本史料は本条の末尾に次条の題号を附す混乱を犯している。それ以外には、「在方江」の「江」字、「叱り」の「り」字、「可申付」（但し高塩史料も同語句が存する）の「付」字は削除される。逆に但書「可申付候」の「候」字は荃田史料と同様、本史料にも存しない。注意を喚起しておく。

人別帳ニも不加、他之者差置御仕置之事

一人別帳ニ忝度も不加、他所之者差置御仕置之事者

当人并差置候者者

所払

寛保二年本公事方御定書の一異本

23 村方戸メ無之事

一在方江戸メハ不申付、軽儀ハ叱可申、重キハ過料、又ハ名主組頭等ハ役儀取上、猶其上にも各可然ものハ、過料可申付事

但、江戸町続寺社門前并町続村方町奉行支配之町之分ハ、戸メをも可申付候、在中にても侍躰之ものハ右同断

24 人別帳にも不加他之もの差置候御仕置之事

一人別帳にも不加、他之ものを差置候もの

当人并差置候もの共（三欠カ）

所払

一三三七

名主

重キ過料

組頭

過料

名主

重キ過料

組頭

過料

本史料では前条との混乱故か、「老度」、「所」の語句は削除すべきであるほか、「差置御仕置之事者」と題号に引きずられた用語であるが、「差置候者」でよい。なお処罰対象の「差置候者」の小字「者」は削除し「共」字の補う必要がある。なお藪史料はその下に（ニ欠カ）と行間補記するが、荃田・高塩両史料も「ニ」字は無く、本史料も無いので、不要かと思われる。根拠の明示が望まれた一例である。

御仕置ニ成候者田畑闕所之事

25 御仕置ニ成候者田畑闕所之事

一私領之百姓 公儀之御仕置ニ成、田畑家財共闕所之節者、不残地頭江取上可申旨可申渡事

一私領百姓、公儀御仕置ニ成、田畑家財ハ闕所之節ハ、地頭江取上可申旨可申渡事

但年貢滞有之ハ、取上候上ニ而、質入之分ハ証文吟味之上、於無紛者払代金之内を以、質取主方江元金相渡候歟、金高不足ニ候ハ、地面之内ニ而相渡候様ニ可申含事

但、年貢滞有之ハ、取上候上にて、質入之分ハ、証文吟味之上、於無紛ハ、払代金之内を以、質取主江元金相渡候歟、金高不足候ハ、地面ニ而相渡候様可申含事

本条は寛保三年に大幅に増補改訂されたが、本史料はそれを採らず、二年の規定の姿を保つ。藪史料では「公儀」の直前に読点を打つ。禁令考の打ち方を踏襲したものと思われるが、同書でも必ずしも一貫しておらず、荃田・高塩両史料も採るように闕字の書札を守るべきである。次に藪史料は「田畑家財ハ」と復

元する。これは元文五年伺に対する懸紙（禁令考後二一九一頁）に依拠するものであるが、寛保三年増補の際の検討の伺では「共」字が用いられており、荃田史料も採る「共」字の方が文意が通ずる。但書では「地面之内」の「之内」は不要である。なお荃田史料は「取上候而」とするが、本史料は藪復元と一致する。同様に荃田史料「質取候主江」に対して本史料は藪復元と同じく「質取主江」とする。この二箇所は本史料は藪復元と一致するが、「不足候ハ、」・「相渡候様ニ」の「ニ」字は藪復元には存しないが、荃田史料にも検出されるので、今後の「科条類典」写本の比較の成果に俟ちたい。

地頭江対し強訴、其上致徒党逃散之百姓御仕置之

26 地頭江対し強訴、其上致徒党逃散之百姓御仕置之

事

之事

一頭取

死罪

一頭取

死罪

一名主

重追放

一名主

重キ追放

一組頭

田畑取上所払

一組頭

田畑取上所払

一惣百姓

村方ニ応過料

一総百姓

村高ニ応し過料

但地頭申付非分有之ハ、品ニ応シ一等も二等も輕

但、地頭申付非分有之ハ、其品ニ応シ、一等も二

く可相伺、未進無之ニ於てハ、重キ咎ニ不及事

等も輕く可相伺、未進於無之ハ、重キ咎に不及事

本史料は「村方」とするが、「高」の誤り。但書では高塩史料も採る藪復元「其品」の語句に対して、荃

田史料と同様「其」字が無い。荃田史料との共通性に注意を払いつつ、今後の課題としたい。

寛保二年本公事方御定書の一異本

一三三九

妻持参金田畑家屋敷闕所之事

27 妻持参金田畑家屋敷闕所之事

一 夫御仕置成、闕所之節、妻持参金并持参之田畑、家屋敷も可致闕所事

一 夫御仕置ニ成、闕所之節、妻持参金并持参之田畑、家屋敷も可致闕所事

但妻之名付ニ而有之分者、不及闕所事

但、妻之名附にて有之分ハ、不及闕所事

本条では荃田史料・數復元共に「夫御仕置」の後に「三」字を配置する。それに従う。なお本条は寛保三年増補の際に、移動した。本史料が寛保二年本である例証となる。

身代限り申付方之事

28 身代限申付方之事

一 田畑・屋敷・家藏・家財

一 田畑屋敷家藏家財 取上

但他所ニ家藏有之分も取上

但、他所に家藏有之候分も、取上

一 店借リニ候ハ、家財取上

一 店借ニ候ハ、家財取上

但地借ニ而家作自分ニ仕候ハ、家財・家作共ニ

但、地借にて家作自分に仕候ハ、家財家作共ニ

取上可申事

取上可申事

本史料の題号「身代」を三史料ともに「身躰」とする。江戸時代では混用される語句であるが、法制用語であるので、「身躰」とするのに従う。一項本文では「取上」の語句が脱落している。

過料申付方之事

— 29 過料申付方之事

一 過料申付方之儀、員数増減之儀者例に抱り不申、其者之身軀与科之輕重与に應、過料を可申付事

但至而輕キ者ニ而、過料差出候儀難成者ハ、手鎖可申付事

「過料申付方之儀、員数増減之儀者」とする本史料に対して、三史料共に「過料申付候員数増減之儀」とする。それに従う。「過料を」の「を」字は不要。末尾「可申付事」については、荃田史料・藪復元共に「可申付候事」と「候」字が存する。但し高塩史料でも存しない。一応注意を喚起しておく。

一 過料申付候員数増減之儀、例ニカ、ハリ不申、其者之身軀と科之輕重とに應し、過料可申付事

但、至而輕キものニ而過料差出候儀難成ものハ、手鎖可申付候事

田畑永代売渡并致隱地候者御仕置之事

一 田畑永代ニ売候者

所払

30 田畑永代売買并隱地いたし候もの御仕置之事
一 田畑永代に売候もの 所払、家財不及闕所

但家財不及闕所ニ、死候時者子同罪

死候時ハ子同罪

一 田畑買取候者

一 同買候もの

過料、死候時ハ子同罪

但永代売之田畑者取上

過料

但、永代売之田畑ハ取上

死候時者其子同罪

過料

一 田畑売候証人

過料

一 同証人

一 高請無之開發新田畑、浪人侍等所持之田畑、永代売

一 高請無之開發新田畑等、其外浪人侍等所持之田畑、永代売無搆

二 不搆

一 質に取候もの作取にして、質置主年貢諸役勤候分、

一 質取候者作り取にして、年貢諸役勤候分、質置主永

永代売同然御仕置

代売同

一 隠地いたし候もの

中追放

一 隠地致候者

中追放

本史料は題号を「売渡」とするが、「売買」に修正すべきである。一項は二項に倣い、但書の形態を採るが、敷復元等に従い削除される。二項は「其子」の「其」字の削除のほか、「過料」「死候時者……」の配置は敷復元等に同様従うべきである。二・三項の「田畑」の語句は「同」でよい。四項「新田畑」の後ろ「等」字欠落、荃田史料と同様に「浪人」の上「其上」の語句欠落、「永代売」の「三」字不要、五項は「質」字の後に「に」字挿入、「年貢諸役勤候分、質置主」の配列は「質置主年貢諸役勤候分」に配列入れ替え、「同」字下「然御仕置」の語句欠落と、簡単な条文ながら校訂すべき箇所が多さに本史料の質が窺われる。

質小作取捌之事

31 質地小作取捌之事

一年季明拾ヶ年過候質地者

流地

1 一年季明拾ヶ年過候質地

流地

一年季之内之質地者

2 一年季内之質地

年季明請戻候様ニ可申付

但年季明請戻し候様ニ可申付事

3 一年季限無之、金子有合次第可請戻証文

一年季限無之、金子有合次第可受戻証文之質入年ヶ拾

質入之年より拾ヶ年過候ハ、流地

ヶ年過候ハ、

流地

4 一拾ヶ年以上年季質地

無取上

一 拾ヶ年以上之年季質地ハ

無取上

一 質地名所并位反別無之、或者名主加印無之不埒之証
文年限之無差別者 無取上

名主 過料

但右金主承届、相對之上地主を定メ、水帳可改旨、
名主江可申渡、尤名主質地、相名主無之村方者、

組頭加印於有之ハ、定法之通濟方可申付事

一年季明不取戻候ハ、可致流地ニ由之証文

但年季明候期より二ヶ月過候ハ、無取上

年季明不取戻候ハ、永々支配、子々孫々迄構無
之旨、且又証文を以可致支配、或者可致名田抔与

之文言、流地之証文ニ准シ可申付候事

一 質地元金濟方申付候迄、返金滞り申候ハ、地面を

金主江渡

流地

一 質地証文之文言宜、小作之証文不埒ニ候ハ、質地

定法之通裁許、小作滞方不申付

寛保二年本公事方御定書の一異本

5 一 質地名所并位反別無之、

年季之無差別、無

或ハ名主加印無之不埒証文 取上、名主過料

但、右金主地主承届、相對之上地主を定、水帳
可相改旨、名主江可申渡、尤名主質地、相名主

無之村方ハ、組頭加印於有之ハ、定法之通濟方

可申付

6 一年季明不請戻候ハ、可致流地由之証文

年季明候期月より二ヶ月過候ハ、無取上

但、年季明不請戻候ハ、永ク支配、又者子々
孫々迄構無之旨、且又此証文を以可致支配、或

ハ可致名田ニ抔之文言、流地之証文ニ准可申付
事

7 一 質地元金濟方申付候上、

返金滞候ハ、地面金主江渡、流地

但、直小作滞候ハ、可為棄捐事

8 一 質地証文之文言宜、質地定法之通裁許、

小作証文不埒ニ候ハ、小作滞分不申付

二四三

一 又質取地主加判有之証文

但 又質之節、増金滞り候ハ、其分ハ又質置候者

濟方可申付事

元地主江者濟方定法之通可申付事

一 御朱印地寺社領屋敷ハ讓渡、質ニ入候寺社

江戸十里四方追放

但讓請質ニ取候者、地面為相返 重キ過料

一 証文端書ニ質地与認候共、請戻文言於無之者、永代
売同前之御仕置可申付事

一 讓証文与端書ニ有之候共、祝儀金・礼金杯相渡候文
言有之候ハ、永代売同然之御仕置

一 小作滞、質地日限之通申付、其上相滞候ハ、身躰

限可申付候事

一本証文定法之通ニ候ハ、質地金斗を裁許申付、小

9 一 又質元地主加判有之証文

元地主江濟方定法之通可申付

但、又質之節増金借請候ハ、其分ハ又質置候

ものニ濟方可申付事

10 一 御朱印地寺社領屋敷共

讓渡、質ニ入候寺社

江戸拾里四方

追放

但、讓請質ニ取候もの、地面為相返、重キ過料

可申付事

11 一 証文端書ニ質地と認候共、

請戻文言於無之ハ

永代売同然之御仕置

12 一 讓証文と端書有之候共、

祝儀金礼金杯相渡候文

永代売同然之御仕置

言有之候得ハ

13 一 小作滞

質地日限之通申付、其上
相滞候ハ、身躰限可申

付

14 一 小作証文無之候共、

質地元金計裁許申付、小

作滯者不申付、尤地面者小作人^カ地主江為引渡可申候事

一 小作証文無之候共、小作ニ無相違

但小作ニ而証文無之分者書付ニ准シ、本証文宜候共、質地之法ニ裁許可申付事

一 小作証文無之候共、質地証文小作之儀書加^エ有之候ハ、質地金小作共可申付事

一家守小作滯請狀通之証文ニ候ハ、

当人・請人共ニ濟方申付、若相滯候得者、兩人共ニ身代限り可申付事

一 質地之年貢斗金主^カ差出、諸役者地主相勤候証文、年季之内ニ候ハ、定法之通証文仕直させ、双方并加判之名主 過料

但年季明候ハ、地面可為請戻、年季明ケニケ月過候ハ、定法之通流地ニ申付、両様共ニ双方過

料可申付事

寛保二年本公事方御定書の一異本

別小作無相違、本証文 作滯ハ不申付、尤地面ハ定法之通候ハ、 小作人より地主江可為引

渡

但、直小作ニ而証文無之分ハ、書入ニ准、本証文宜候共、質地之法ニハ裁許不申付事

15 一 小作証文無之候共、質地証文

小作之儀書加有之候ハ、 質地金小作金共可申付

16 一家守小作滯、請狀之通 当人請人共ニ濟方申無相違におい(ゐカ)てハ 付、滯候得ハ、兩人共ニ身代限り可申付

17 一 質地之年貢計金主 年季之内ニ候ハ、定法より差出、諸役ハ 之通証文仕直させ、双方地主相勤候証文 (并欠カ) 加判之名主過

料

但、年季明ニ候ハ、地面可為請戻、年季明ニケ月過候ハ、定法之通流地申付、両様ともニ双方過料可申付事

二四五

一 質入之地面を半分直ニ小作ニ致質地方、右同断也、
不残年貢諸役共地主ヲ相納候証文、右同断
二十年以上之名田小作者永代小作ニ可申付事

18 一流（質カ）入之地面を半分直小作いたし、
質地之高不残年貢諸役共地主より 右同断
相納候証文
但、右同断

19 一式拾年以上之名田小作者 永小作ニ可申付

多項から成る場合、混乱の多い本史料だが、本条でも例外ではない。説明の便のため藪復元史料に項番号を附す。一項「質地者」の「者」字は不要。二項は「年季之」の「之」字、「質地者」の「者」字は不要。それだけでなく本史料は「但」字を添えて改行して但書とする。本則あつての但書の筈であるが、本則に依る処分を明記せずに但書に記すところに、底本の誤写以前の問題があるように思われる（後述）。末尾「事」字も不要。三項は「受戻」（荃田史料も同字を採る）は「請戻」に、「証文之」の「之」字不要。四項は「以上之」の「之」字、「質地ハ」の「ハ」字各不要。五項は「不埒之」の「之」字は不要。「年限」は「年季」に訂正され、「可改」は「可相改」と「相」字挿入、「無差別者」のうち「者」字は不要。本項以降藪復元では処分の対象となる行為・証文の類は上段に、下段に処分内容を記す。煩雑になるので、混乱のある場合を除き、その差異に言及しない。但書では「金主」の下「地主」の語句欠落している。六項は三項と同様に「受戻」は「請戻」に訂正、「但」字の配置場所は次行の冒頭に廻すべきである。「期」は「期月」に改められる。結果但書となる次行では「取戻」は「請戻」、「永々」は「永ク」に訂正される。また「子々」の上に「又者」の語句の挿入、「証文」の上「此」字の補記も要する。さらに「申付候」の

「候」字は不要。但し「与」字は荃田史料も「と」字を挿入するので注意を要する。七項「候迄」は「候上」と、また「滞り申」は「滞」と訂正されるほか、「地面を」の「を」字は不要。それ以上に但書全文を欠落したことは大きなミスである。八項では「滞方」は「滞分」と訂される。九項は「元地主江……可申付」の文が本史料では末尾に廻されているが、藪復元に従うべきである。細部では「地主」の上に「元」字が欠落する。藪復元の「江者」の「者」字、「可申付事」の「事」字は各々不要であるほか、「増金滞り」は「増金借請」に訂正、「置候者」の後に「三」字の挿入を必要とする。一〇項では「重キ過料」の後に「可申付事」の語句が欠落する。一一項では「同前」は「同然」に訂正されるほか、前記欠落の「可申付事」の語句が末尾に附記される。これこそ削除して前項に廻すべきである。一三項「可申付」の「可」字は不要。一四項は本史料では二項から成るように見受けられる。本来冒頭の語句が後ろの項に配置される原因の説明はつかないが、後項の冒頭の「一」書きの文を一番最初に置き、前項の「一」書きの「一」字を削除して、続く文を接続させると、藪復元史料一四項の仮定形の法文が出来上がる（但し「小作」の上に「別」字の挿入の必要あり）。そのまま前項の法文に続けるが、「質地」の後に「元」字の挿入、「為引渡」の前に「可」字の挿入、それに伴い「可申候事」の語句の削除が必要となる。そして後項の但書に続くが、「但」の後に「直」字の挿入、「書付」は「書入」に修正、「法三」の後に「ハ」字の挿入によって、藪復元と一致した条文となる。

一五項は「小作」の後に「金」字の挿入が必要である。一六項は「之証文三候ハ、」の語句は荃田史料も同一であるが、高塩史料も藪復元と同文の「無相違ニおゐてハ」に校訂しておく。なお「身代」は他条

と同様に「身躰」に修正を要する。一七項は但書「無年季」の後に「三」字の挿入、「地面」の後に「可」字の挿入、逆に「流地ニ」の「ニ」字の削除を要する。一八項は「直ニ」の「ニ」字の削除、「質地方」は「質地之高」に修正の上、「不残……」に続ける校訂が必要である。その上「右同断也」は末行に廻し、前一七項と同じ位置に「但」字を配して、それに続けることも必要である。一九項は「代」字や末尾「事」字が不要である。以上煩雑な説明となったが、個々の語句での差異の多さは本条でも認められよう。

質地之滞并米金日限定

32 質地滞米金日限定

一金五兩以下五石以下	三十日限	一五兩以下	三十日限
一金五兩以上拾兩迄五石以上拾石迄	六十日限	一五兩以上拾兩迄	六十日限
一同拾兩以上五拾兩迄拾石以上五拾石迄	百日限	一五石以上拾石迄	百日限
一同五拾兩以上百兩迄五拾石以上百石迄	二百日限	一拾兩以上五拾兩迄	百日限
一同百兩以上百石迄	十ヶ月限	一五拾兩以上百兩迄	式百五十日限
一同式百兩以上式百石迄	十三ヶ月限	一五拾石以上百石迄	拾ヶ月限
右日限ニ准シ濟方申付、相滞候ハ、地所金主江為		一十兩以上	拾ヶ月限
相渡可申候、尤其人之身上ニ応シ取斗可申付候事		一式百兩以上	拾三ヶ月限
		右日限ニ准シ濟方申付、相滞候ハ、地所金主江為相	
		渡可申候、尤其人之身上ニ応し取計可申候事	

題号「質地之滞并」の「之」「并」字不要、削除される。本史料は日限に應ずる米・金の高を縦行で記載する。荃田史料冒頭は同一記載方式を採るが、次行以下は金・米を別けて一つ書をする。共に藪史料の

ように金・米を双行に別けて記載すべきである。また一つ書きの下「金」または「同」字を入れるが、三史料共無く、削除すべきである（この方式を採るならば、当然「米」字などの語句の挿入が必要となるが、それはしない）。四行目「二百」は「二百五十」の誤りである。続く二行末尾の「迄」は「以上」でなければならぬ。思い違いか。なお末尾「付」字は不要である。

借金銀取捌之事

- 一 借金銀
- 一 先納金
- 一 売掛金
- 一 祠堂金
- 一 為替金
- 一 仕入金
- 一 官金
- 一 持参金
- 一 職人手間金
- 一 諸道具預証文二而金子借り候類
- 一 書入金
- 一 一手附金
- 一 立替金
- 一 右之分享保十四酉年以来之滞ハ、四月与十一月、壹ケ年両度之濟方可申付事
- 一 但右日限之節、少々も相済候ハ、、壹ケ年二両度

33 借金銀取捌之事

- 一 借金銀
- 一 祠堂金
- 一 官金
- 一 書入金
- 一 立替金
- 一 先納金
- 一 為替金
- 一 職人手間賃金
- 一 一手附金
- 一 持参金
- 一 売懸金

寛保二年本公事方御定書の一異本

ツ、幾度も切金ニ為差出、其上ニ而濟方不埒ニ候ハ、身代限可申付事

一地代金 三十日限濟方可申付

一店賃 右同断可申付事

右之ニケ条、日限ニ不相濟候ハ、切金ニ為差出候而、其上濟方不埒ニ候ハ、身躰限可申付候事

一 連判有之証文諸願請負捌之事

一 徳用割合請取候定之類

芝居木戸銭

無尺金

右者仲ケ間事ニ付、訴訟不可取上

但何程慥成証文有之候共、仲ケ間事ニ相決候ニ付

而者、一向ニ取上申間敷候事

日寄附込帳ニ記候借金印形無之分

一 仕入金

一 諸道具預証文ニ而金子借候類

右之分、享保十四酉年以来之滞ハ、四月十一月壹ケ年兩度濟方可申付

但、右日限之節、少々も相濟候ハ、壹ケ年ニ兩度宛幾度も切金ニ為差出、其上ニ而濟方不埒ニ候ハ、身躰限可申付

ハ、身躰限可申付

一地代金

三十日限濟方可申付

一店賃金

右同断

右ニケ条、日限ニ不相濟候ハ、切金ニ為差出、其上濟方不埒ニ候ハ、身躰限ニ可申付候

連判証文有之諸請負

一 徳用割合請取候定

芝居木戸銭

仲ケ間事ニ付、無取上

無尺金

但、証文慥ニ有之候共、仲ケ間事ニ相決候付而ハ、

一向取上申間敷事

一宛所無之并年号無之証文ハ一向無取上

日寄附込帳ニ記候借金印形無之分

宛所無之

証文

無取上

〔但日限之上相濟候ハ、証文之品為相渡可申候事〕

〔以下三六条四項但書直前迄記載無シ、欠落ガ發生ス。本史料ノ価値を論スル為ニ対比的ニ敷史料ヲ掲載シテキタノデ、敷史料デハ勿論条文ハ続クガ、掲載シテモ無意味故ニ、以降ノ掲載を省略スル〕

本条の本史料の混乱は甚だしい。状況を触れた通り、「宛所無之……」の但書の様に見受けられる「但日限之上……」の文は三六条四項但書である。条文が途中で欠落した事情としては色々考えられるが、本史料の底本段階で既に欠落が発生していることに気づかなかったと考えておきたい。だがその混乱の予兆は冒頭に既に発している。壹ヶ年二度の濟方が命じられる借金銀の種類として具体的に十三並記されているが、その配列は三史料と比べると混乱を来している。原因を探索すると、底本では借金銀から立替金までを上段に、その下に先納金から持参金までを中段に、そして残る売懸金などを下段に配置していたのを、本史料書写者は二段組に先ず変更、その際最初に三段組に沿って縦に並ぶ費目を上段に先ず一列に記載、その方式で順次左側に移行してゆき、上段で八費目を並記した後、下段に同じやり方で五費目を列記したと認められる。底本自体原本の形態を踏襲していなかったと同様に、原本が採っていない二段組配置に変更しただけでなく、底本の順を上から下へと読み違えるという誤りも犯したのである。底本の質、書写者の質（底本の読み手の質と言ふべきか）が問われる中では、敷史料との細々とした差異を指摘しても、余り意味の無い作業とならう。従って敷史料の復元の問題に關係する箇所に触れるのみに留める。

寛保二年本公事方御定書の一異本

二五一

問題となるのは「連判証文有之……」の扱いである。本史料では独立した条文の題号の扱いを採り、他の条文題号と同じ高さから書き出し、その上「捌之事」の語句を附記する。同様に「日寄附込帳……」も、独立した条文の高さに下げて記しており、三史料とは異なった扱いをする。但し当該箇所は三史料も共々問題ある記載を行う。荃田史料は一つ書きに扱い「一」字を上配し、また藪史料は禁令考後二一〇〇頁（元文五年十二月何）では一つ書きの「一」字と同じ高さから書きはじめるが、一字下げて「宛所無之……」と同じ高さに配置する。高塩史料では「一」字を附した上で「無取上」の処分内容を記すと、それぞれ異なった記載となっている。この事由としては、禁令考所引「科条類典」では高塩史料が記す処分が当初からあったのか、寛保三年増補段階で追加されたかを示す史料を検出できないように、何らかの混乱が「科条類典」編纂前からか、それとも編纂の折に発生していたためと解される。従って藪復元においては本箇所でも問題が残されているということを付言しておく。

〔36 家質并船床髮結床家蔵売渡証文取捌之事〕

〔 前 略 〕

但日限之上相済候ハ、証文之品為相渡可申候事
一諸寺院附之品書入、又者売渡証文を以金子借り貸致
候ニ於而ハ

借主 追院

但、日限之上相滞候ハ、証文之品相渡させ可申事
一諸寺院寺附之品書入、又ハ売渡証文を以金子貸借
たし候におゐては

借主 追院

証人も寺院ニ候ハ、

逼塞

俗人ニ候ハ、

手鎖

但金主者不埒之貸方ニ候ハ、濟方不及沙汰

一家蔵売渡証文ニ而金子借り候類

右家質ニ准シ、金高ニ応して日限濟方可申付候

事

但日限之上相濟候ハ、証文之品為相渡可申事

一槩成質物を以借り候金銀者

右家質ニ准シ、金高ニ応し日限濟方可申付事

本史料は既述の如く欠落があり、途中から始まる。三史料ともに二箇所「滞」字を採るところを「濟」字と全く文意の通らない字を採用するほか、同様に処分内容を敷史料などが採るような下段に双行で記すこととせず、金子貸借のあり方の横に記すため、「右」字で始まる形態を採るほか、不要な「候事」の「候」字の書き加え、「事」字の同様な書き加えが検出されることは、他条と変わりない。

証人 寺院ニ候ハ、

逼塞

俗人ニ候ハ、

手鎖

但、金主ハ不埒之貸方ニ候間、濟方之不及沙汰

一家蔵売渡証文ニて金子

家質ニ准、金高ニ応し、日限濟方可申付

但、日限之上相滞候ハ、証文之品相渡させ可申

事

一槩成質物を以借り候金銀

家質（質力）ニ准、金高ニ応し、日限濟方可申付

二重質二重書人二重売御仕置之事

一 37 二重質二重書人二重売御仕置之事

寛保二年本公事方御定書の一異本

二五三

一 田畑屋敷二重ニ質入致候者

質入主 中追放

名主田畑取上 軽追放

加判人 所払

書入主 軽追放

証人 過料

但田畑屋敷者初之金主江相渡、後之金主ハ家財取

上可相渡、尤名主・加判人共馴合、礼金等取候ハ、

中追放

一 田畑屋敷并建家等二重ニ書入候者

書入主 軽追放

証人 過料

但書入之品者初金主江相渡、後之金主江者家財取

上可相渡、尤証人馴合候而、礼金等取候ハ、

江戸払

勿論後之金主書入之訳乍存知、書入証文取候ニ於

て者

江戸十里四方 追放

一 田畑屋敷二重に質入いたし候もの

質入主 中追放

名主田畑取上 軽追放

加判人 所払

但、田畑屋敷ハ初之金主江相渡、後之金主江ハ家

財取上可相渡、尤名主加判人共馴合且礼金等取候ハ、

中追放

一 田畑家屋敷并建家等二重ニ書入候もの

書入主 軽追放

証人 過料

但、書入之品ハ、初之金主江相渡、後之金主江ハ

家財取上可相渡、尤証人馴合、礼金等取候ハ、

江戸払、勿論後之金主書入之訳乍存、書入証文取

候ニおゐてハ、江戸拾里四方追放

一諸商物代金請取、其品不相渡、外江二重売致候者御
仕置之事

右手鎖之上、十日限り濟方申付、三十日之内濟方
無之候ハ、身躰限可申付事

本条でも本史料は一項で書入主・証人と次項に記載される者の刑罰を書き加える混乱が検出される。二項では「家屋敷」の「家」字が無い。荃田史料と共通する。藪史料等は但書は続けて記すが、本史料では「勿論……」と分けて記す。三項は「御仕置之事」とこれまた三史料に見受けられない語句で結ぶ一つ書きが検出される。当然削除すべきであるが、単なる誤写とは考えられず、意図的な変改としか思われない現象が生ずる原因はどこにあるのかを窺う参考材料となろう。

廻船荷物出売出買并船荷物押領致候者御仕置之事

一廻船荷物出売出買致候者

買主売主共 重キ過料

但荷物代金共ニ取上、荷物者問屋江可相渡事

一打荷或者破船と偽、荷物を押領致候者

船頭 獄門

上乘 同罪

寛保二年本公事方御定書の一異本

一諸商物代金請取、其品 手鎖之上十日限濟方申付、
不渡、外江二重売いた 三十日之内濟方無之候ハ、
し候もの 身躰限可申付事

38 廻船荷物出売出買并船荷物押領いたし候もの御
仕置之事

一廻船荷物出売出買いたし候もの

買主売主共 重キ過料

但、荷物代金共ニ取上、荷物ハ問屋江相渡可申事

一打荷或破船と偽、荷物を致押領候者

船頭 獄門

二五五

水主 入墨之上重キ敲

上乗 同罪

但吟味之上、浦証文者有之候共、類船無之、差而

水主 入墨之上重敲

船痛不申候処、打荷致候ニ於てハ、船頭過料拾貫

但、吟味之上、浦証文ハ有之候共、類船無之、差

文・上乘過料三貫文、水主者無搆

て船いたみ不申候処、打荷いたし候におゐてハ、

船頭過料十貫文、上乘同三貫文、水主無搆

一項但書では末尾「可相渡事」を、三史料に従い、「相渡可申事」に訂正される。二項では敷史料では見受けるのが少ない「致」字を用いる（それ自体「科条類典」の校訂の問題を惹起する）が、本史料とは異なり「致押領」とする。それに従うべきである。なお「或者」の「者」字も三史料から不要と認められる。

倍金并白紙ニ而手形を用、金銀借貸致候者御仕置

39 倍金并白紙手形ニ而金銀貸借いたし候もの御仕

之事

置之事

一倍金并白紙手形ニ而質地借金等取遣り仕候者、不埒

一倍金并白紙手形ニ而質地借金等取やり仕候もの、不

ニ付、濟方不及沙汰ニ、双方并証人共過料可申付候

埒ニ付、濟方之不及沙汰、双方并証人共、過料可申

事

付事

但金主・借り主過料員数之儀者、例ニ不拘、身上

但、金主借主過料員数之儀ハ、例ニ不拘、身上ニ

ニ応して重く可申付事

応し、重ク可申付事

本史料の題号「ニ而手形」は「手形ニ而」と語順の変更、それに伴い「を用」の削除を必要とするほか、

「借貸」は「貸借」に校訂を要する。項文では「濟方」の下「之」字の挿入、「沙汰ニ」の「ニ」字の削除、末尾「候」字削除、但書では「借り主」の「り」字、「応して」の「て」字の削除を必要とする。

偽之証文を以金銀借貸致候者御仕置之事

40 偽之証文を以金銀貸借いたし候者御仕置之事

一金銀借用之証文、及露頭候而者難立筋、又者支配頭、
或者頭候而申訳難立者之名を偽、文言之内江書入、
金銀借り候者

一金銀借用之証文、及露頭候而ハ難立筋、又ハ支配頭、
或ハ頭候而申分難相立者之名を偽、文言之内江書入、
金銀借候もの、死罪

但右之趣乍存知、貸候ニ於てハ、貸候者 死罪

但、右之趣乍存貸候ニおゐてハ、貸候ものも同罪

題号中「借貸」は「貸借」に訂正される。なお藪史料では「者」と漢字を使うが、ほか二史料は「もの」であり、項中では「もの」を使っており、不統一である。項中では「申訳」は「申分」に訂正、「難立」は間に「相」の字の挿入を必要とする。但書では「知」字不要、「貸候者 死罪」の「者」字の下は「も同罪」に訂正と校訂される。但し荃田史料も「も」字は無いが、高塩史料は存するので、従う。

讓屋鋪出入取捌之事

41 讓屋鋪取捌之事

一讓請候町屋敷、町内江弘メ無之、町名前不改之類、
出入及候ハ、右之屋敷取上可申事

一讓請候町屋敷、町内江弘メ無之、
町名前不改類、及出入候ハ、
屋敷取上

題号では「出入」削除、項中では「改之」の「之」字不要、「出入及」は「及出入」に修正、また「右之

寛保二年本公事方御定書の一異本

二五七

「屋敷取上可申事」は「屋敷取上」だけでよい。本条の異同を眺めると、題号に「出入」の語句を挿入し、主題を明確にするほか、上下二段に分け、下段に処分を記載する方式を採らず、「右之……」と不必要な語句を用いるが、原法文の誤写と解するより、法文を理解しやすくする為に適当な語句を補った結果、法文を続けて記載することとなったのでは無いかとも思われてくる。

奉公人請人御仕置之事

一 奉公人給金滞、十日限請人江濟方可申付

但 日限之節、半金も差出候ハ、十日之日延、其

上ニ而滞候ハ、身軀限り可申付事

一 請人死失候歟、又者於致欠落者、人主江右同断

但 右同断

一 武士方奉公人を人主ニ取候分

右同断

但 日限申付方、右同断、日延申付候上、滞候ハ、

其者之衣類等道具之類、滞金之高ニ積リ、可相渡

させ事

一 給金之出入、主人に請人之家主江相届、預証文取置

候以後、致欠落ニ於てハ

42 奉公人請人御仕置之事

1 奉公人給金滞、十日限請人江濟方可申付

但、日限之節、半金も差出候ハ、十日之日延、

其上ニ而滞候ハ、身軀限り可申付事

2 一請人死失候歟、於致欠落者、人主江右同断

但、右同断

3 一武士方奉公人を人主ニ取候分

右同断

但、日限申付方右同断、日延申付候上、滞候ハ、

其者衣類道具等、滞金之高ニ積リ可為相渡事

4 一給金出入主人より請人之家 家主（江欠カ）給

主江相届、預り証文取置候 金濟方并尋可申付

以後、請人於致欠落ハ

右家主江給金濟方并尋可申付事

但右之立替金、請人之店請ニ家主懸り候共、申付

間敷事

一奉公人病氣ニ付宿江下り候処、快氣致候得共不罷帰、

外江奉公ニ出候ニ於てハ

請人 中追放

奉公人 軽追放

一奉公人出入ニ付、断并給金取立、或ハ預ニ来り候者

ニ疵付、又者打擲致候者

重キ敲之上 江戸追放

但敲難申付者者

中追放

一取逃引負致候者請人江引渡、請人方可濟之旨、証文

取置候上、奉公人欠落致候ニおゐてハ

但請人江三十日限尋申付、三日切日延之上ニ、不

尋出ニ於てハ

過料

但致取逃候者者、六日限尋、日延可申付事

寛保二年本公事方御定書の一異本

但、右立替金請人之店請江、家主懸り候とも申

付間敷事

5 一奉公人病氣ニ付、宿江下ケ候処、快氣致候

得共、相不帰、外江奉公ニ出候ニおゐてハ

請人 中追放

奉公人 軽追放

6 一奉公人出入ニ付、断并給金取立、重敲之上

或預ニ来候ものを疵付、又ハ打擲 江戸払

いたし候もの

但、敲ニ難申付ものハ、中追放

7 一取逃引負いたし候者、請人江引渡、取逃引負金共

請人より可濟旨証文取置候上、奉 二、請人江濟

公人於致欠落者、 方可申付

但、引請之証文於無之ハ、欠落尋計可申付(事

欠カ)

8 一欠落奉公人 請人江三十日限尋申付、三切

日延之上於不尋出ハ、過料

二五九

一 取逃之品於売払者、買主方為戻可申候

但金子杯者遣ひ捨候事、分明ニ候ハ、すたりニ可致事

一 取逃之儀乍存知、奉公人斗隠置候請人・人主共

江戸十里四方追放

一 奉公人給金請人、立替相済以後、下請人江懸り候之節、三十日限済方可申付事

一 欠落奉公人を請人見出、当宿江於預置ニ者

右立替金・給金・雑用共、当宿江三十日限り可申付、但右欠落人を引返度旨、請人相願申候ハ、

引返させ可申事

一 武士方・町方共欠落一通り之者を尋出し、召捕置候

者を請人江相渡、心次第ニ申付、主人請取度旨願出申候ハ、主人江為請取可申事

但致欠落、三日之内他所ニ而致悪事申候ハ、

主人方江為引取、欠落ニ者立申間敷候事

一人宿之外、素人宿之分者

但、取逃いたし候ものハ、六切日延尋可申付事

9 一 取逃之品於売払者、買主より為戻可申
但金子杯ハ遣ひ捨候事、分明ニ候ハ、すたりニ可致事

10 一 取逃之儀（乍欠カ）存、奉公人江計隠置候請人
人主 江戸拾里四方追放

11 一 奉公人給金請人、立替相済候
以後、下請人江懸り候節者、三十日限済方可申付

12 一 欠落奉公人を請人見出、立替金給金雑用ともに、
当宿江於預置候ニハ、当宿江三十日限り可申付

但、右欠落者を引返度旨、請人相願候ハ、引返させ可申事

13 一 武士方町方共欠落一通り、請人江相渡、心次第

之ものを尋出、於召捕ハ、申付、主人請取度旨願候ハ、主人江可相渡

但、致欠落、三日之内他所ニ而致悪事候ハ、

親類并同国好身ニ候ハ、十人迄者可為致請判、

但拾人余ニ候ハ、過料可申付事

一奉公人請人・店請無之出入者、家主引請相濟、当
人店立於願出者

当人者門前払申付、追而住所見届、家主願出候
節、身躰限り可申付事

一自分之名を替、奉公人之請ニ立候者

江戸十里四方追放

但奉公人と馴合、判賃之外ニ給金をも配分取候

而為致欠落候ハ、

死罪

一人之仕業と相見候寄子変死を、不存分致候者

所払

但人之仕業と不見、致変死候不訴出分者

急度叱り

一寄子欠落致参り候儀者存候得共、盗人と不存宿を致、

雜物質物置主ニ成世話致、配分者不取者

江戸十里四方追放

寛保二年本公事方御定書の一異本

主人方江為引取、欠落到立申間敷事

14一人宿之外、素人宿之 親類并同国之好身ニ候ハ、

分ハ 拾人迄ハ可為致請判

但、拾人余ニ候ハ、過料可申付事

15一奉公人請人店請無之 当人ハ門前払申付、追而

出入ハ、家主引請相 住所見届、家主願出候節、

濟、当人店立於願出者 身躰限り可申付

16一自分之名を替、奉公人 江戸拾里四方

之請ニ立候者 追放

但、奉公人と馴合、判賃之外ニ、給金之内をも

17一人之仕業と相見候寄子之 死罪

配分取、為致欠落候ハ、 所払

変死を、不存分ニ致候もの

但、人之仕業と不相見、致変死候を不訴出分ハ、

叱り

18一寄子致欠落参候儀ハ存候得共、

盗人と不存、宿いたし、雜物 江戸拾里四方

二六一

一請ニ立奉公ニ出シ置候者を誘引出、又者外江売候者

質置主ニ成、世話いたし遣、

追放

死罪

配分ハ不取もの

一取逃之雜物を預り置致配分、又者礼金等取、当人を

19一請ニ立奉公ニ出シ置候ものを

死罪

隱置候請人・人主共

死罪

誘引出し、又候外江売候もの

一奉公人と馴合、再応欠落為致候請人

死罪

20一取逃之雜物(を欠カ)預り置配分いたし

死罪

但寄子之内、欠落者不尋出、請人及七度候ハ、

又ハ礼金等取、当人を隱置候請人人主

江戸払

21一奉公人と馴合、再応欠落致させ候請人

死罪

但、寄子之内欠落不尋出請人、及七度候ハ、

江戸払

本条も多項から成るので、便宜的に敷史料に番号を打った。一目瞭然なのは、他史料も含め、上下二段に分け、上段には犯罪・処分となる行為、下段は刑罰・処分を配置するのに対して、前条でも触れた通り本史料は続けて記載してゆくことを特徴とする。一項では敷史料も処分上記配置を採らず。「限り」の「り」字不要。二項では「候」「又者」字句不要。三項では「其者之」の「之」字不要、「等道具之類」は「道具等」でよい。なお本史料で「させ」と平仮名表記するのは珍しい。四項では「給金之」の「之」字削除、「預」字の後に「り」字挿入、「致欠落」の直上に「請人」の語句挿入の要有り、また「右」字削除の上、本来は直ちに「於てハ」の文に繋げるべきであった。但書では「右之」の「之」字不要、「店請ニ」は「店請江」に訂正すべきである。五項「下り」は「下ケ」に、「不罷帰」は「相不帰」に要訂正。六項では

「来り」の「り」字不要、「者ニ」は「者を」に、「江戸追放」は「江戸払」に訂される。なお藪史料「或」は「者欠カ」等の註記を必要とする。続く法文は本来七・八項二項の文を一つの項として扱う。即ち七項処分の「取逃……可申付」及び但書、八項「一欠落奉公人」の文が欠落する。挿入の要有り。混乱の原因は不明である。従って但書が二つ並ぶ不自然な条文となっており、最初の「但」字不要、「三日切」の「日」字も不要。但書「六日限尋、日延」は「六切日延尋」に訂正される。但し荃田・高塩二史料は「六日切日延」としており、藪復元に問題を残す。九項は「可申候」の「候」字不要。或いは荃田史料の如く「付」字であった可能性も残す。一〇項は「知」字不要。一一項では「候之節」の「之」字不要、「節」字下「者」字挿入、「申付事」の「事」字は不要である。一二項では「預置」の下「候」字挿入、「右」字削除を必要とする。本来ならば「立替……」の条文は「三者」の下に続け、但書と切り離すべきである。一三項では「召捕置候者を」は「於召捕ハ」に、「為請取可申事」は「可相渡」で良い。但書中、「申候ハ、」の「申」字不要、「欠落二者」の「者」字も不要である。一四項は「同国」の下「之」字を挿入。一六項は「給金」の下に「之内」の二字挿入を要する。一七項では「寄子」の後「之」字、「不存分」の後「三」字挿入の要有り、但書「急度叱り」の「急度」の語句は削除すべきである。一八項では「質物」の「物」字不要、「世話致」の後「遣」字挿入を要する。一九項では「又者」は「又候」と訂正すべきである。二二項では「欠落者」の「者」字不要、削除すべきである。

欠落奉公人御仕置之事

一 43 欠落奉公人御仕置之事

寛保二年本公事方御定書の一異本

二六三

一手元ニ有之品を風与取逃致候者

金拾両以上、雜物者代金ニ積り同拾両以上ハ

死罪

金拾両以下、雜物者代金ニ積り同拾両以下

ハ 入墨敲

一使ニ為持遣候品取逃候時、代金壹両以上者

死罪

一巧候儀も無之、輕き取逃致候者ハ

一給金取、主人方江不引越者

一度々欠落致候者

一主人之金子を持出、博奕打候者

一致引負候者、并一向金子遣ひ無之ニおゐてハ

金高ニ応シ五十歟百敲

但当事人并親類之身上ニ応シ、引負金高三分一、或

者五分一、拾分一相濟候ハ、当人出牢之上、身

上持次第、幾度も主人方相懸り候様ニ可申付事

一手元ニ有之品を、與風取逃いたし候もの

金子（ハ欠カ）拾両より（以上欠カ）、雜物ハ

代金ニ積り、拾兩位より以上ハ 死罪

金子ハ拾両（より欠カ）以下、雜物ハ代金ニ

積り、拾兩位迄ハ 入墨敲

一使ニ為持遣候品取逃候時、雜物代金ニ積壹両以上ハ、

死罪

一巧候儀も無之、輕き取逃いたし候者

一給金請取、主人方江不引越もの

一度々致欠落候者

一主人之金子を持出、博奕打候もの

一引負いたし候もの、一向弁金於無之ハ

金高ニ応シ五十歟百敲

但当事人（并欠カ）親類之身上ニ応シ、引負金高三

分一、或ハ五分一、又ハ十分一相濟候ハ、当人

出牢之上、追而身上持次第、幾度も主人方より相

懸り候様可申付事

一項「風与」は「与風」と訂正される。また「金」の下「子」字の挿入、「同拾両」は「拾両位」と修正、同様に入墨敲刑の箇所も「金」の下「子」字挿入、「同」字削除を各必要とするが、「拾両以下」は敷史料では「拾両位迄」とするものの、茎田史料は本史料と同語句を採用。高塩史料では「拾両位以下」とし、敷復元と異なる語句を採用する点注意される。二項では「代金」は「雑物代金三積」と敷史料は記す。但し茎田史料も「雑物」の語句は無い。四項では刑罰を「右二同」とするが、敷史料は「敲」と前項と同じ刑名を記す。但し茎田史料も「右同断」とする。六項でも刑罰を「右同断」とするが、敷史料は「重敲」と前項と同じ刑名を記す。この場合も茎田史料は「右同断」とする。七項「并」字不要、「金子遣ひ」は「弁金」と訂せられる。但書中、「拾分一」の前に「又ハ」、「身上」の前に「追而」の語句の挿入を必要とする。なお「様ニ」の「ニ」字不要。本条では微細な問題ではあるが、敷復元と異なる語句を茎田史料と共通して採る点に注意される。

欠落者之儀ニ付御仕置之事

一 請合人も無之、欠落者を囲置候者

過料

欠落者有之を不申上、闕所ニ可成品を於押隠ハ

名主 江戸十里四方追放

家主 右同断

五人組 過料

44 欠落者之儀ニ付御仕置之事

一 請合人も無之、欠落ものを囲置候もの

過料

一 欠落もの有之を不申立、闕所ニ可成品を押隠置候ニ
おゐてハ、

名主 江戸拾里四方追放

家主 右同断

二項では冒頭「二」字無し。挿入を必要するほか、「申上」を「申立」に、「於押隠ハ」は「於押隠置候ハ」に校訂される。但し「候」字については、茎田史料も存在しない。

五人組 過料

〔捨子之儀ニ付御仕置之事〕

一金子を添捨子を貰ひ、又其子を於捨候ニ者

引廻し之上 獄門

但切殺メ殺候ニおゐてハ、引廻し之上磔

一捨子有之を内証ニ而隣町等江捨候儀、顕るゝに

おゐてハ 当人 所払

家主 過料

五人組 過料

名主 江戸払

但吟味之上、名主・五人組・家主等不存之儀無紛

ニおゐてハ、無構

45 捨子之儀ニ付御仕置之事

一金子を添、捨子を貰、其子を捨候もの

引廻し之上 獄門

但、切殺メ殺候ニおゐてハ、引廻し之上磔

一捨子有之を内証ニ而隣町等江又候捨候儀、顕におゐ

てハ 当人 所払

家主 過料

五人組 過料

名主 江戸払

但、吟味之上、名主五人組家主等不存儀無紛候ハ、

無構

本史料は前条の後に続けて法文を記載する。前条では欠落者の問題を扱っていたのが、捨子の問題に替わっているのに気づかない点、本史料の関係者の不注意の甚だしい一例である。従って欠けた題号は「 』

で括り補訂した。一項では「又其子」の「又」字不要、「於捨候ニ者」は「捨候もの」だけで良い。二項では「捨候」の上に「又候」の語句を敷・高塩両史料は記すが、荃田史料は本史料と同様存しない。異同の存在を指摘だけしておく。但書中「無紛ニおゐてハ」は三史料に従い「無紛候ハ、」とする。

養娘を遊女奉公ニ出シ候者御捌之事

一 輕キ者、養娘を遊女奉公ニ差出者

実親右之趣訴出候共

無取上

但卑賤之者江養子ニ遣候ハ、毎度実親方ニも其心得可有之事ニ候間、慥成証文等有之候共、一向無取上、然れ共養娘格別及難儀候事を養父取斗候ハ、可遂吟味候、実親方ニ而も、親之仕方外之儀有之候ハ、吟味之上、是又相応之御仕置可申付事

46 養娘遊女奉公に出し候もの之事

一 輕キもの養娘遊女奉公ニ出シ候もの

実方右訴出候共 無取上

但、卑賤之もの養子ニ遣候ハ、実方にも其心得可有之事ニ候間、証文有之候共、無取上、然れ共養娘格別及難儀候事を、養父取計候ハ、可遂吟味候、実子にても親之仕方外之儀有之候ハ、吟味之上、相応之御仕置可申付事

本史料の題号では「を」字、「御捌」の語句の削除を要する。単なる誤写だけでは無く、法文の意を理解しやすくする為に補った可能性も残る（41条私見参照）。同様に項中でも「を」字の削除、「差出」の後に「候」字の挿入、「実親」を「実方」に訂正を各必要とするが、敷史料等に見受けられない「右之趣」の語句は勿論削除を必要とし、「差出候者、実方」と行を分けず続けることも必要だが、条文の意を汲むため

寛保二年本公事方御定書の一異本

二六七

に改変したとの疑いが残る。但書では藪史料には存しない「卑賤之者江」の「江」字は荃田史料も存し、文意も取りやすい。同様に藪史料では「遣候ハ」とするが、荃田史料も「遣候ハ、」とする。異同を指摘するに留めておく。「毎度」の語句は不要。「実親方」は「実方」に訂正を要する。「慥成証文等者」ハ単に「証文」だけで良い。「一向」の語句も不要。「実親方」は「実子」と藪・高塩両史料は採るが、荃田史料も「実方」とする。科条類典史料は明確に「実子」とするが、写本の校合の必要性を痛感する。「是又」も原文とは異なるので削除するが、文意を補うために挿入した嫌いも残り、単なる誤写とは考えがたい点に注意を要する。

隠売女を致候者御仕置之事

一 隠売女并踊子を抱置、為致売女候者

右者家財取上、其上百日手鎖ニ而所江預ケ、隔日

封印改可申付事

一 隠売女・踊子共者三ヶ年之内新吉原江とらせ遣ス

一 右請人

家財三分一取上

一 右人主

右同断

一 右家主

家蔵迄取上、百日之手鎖ニ而所江預ケ、隔日封印

47 隠売女御仕置之事

1 一 隠売女いたし候もの

家財取上、百日手鎖にて

并踊子を抱置、

所（江欠カ）預ケ、隔日

為致売女候もの

封印改

2 隠売女

三ヶ年之内新吉原町江とらせ遣ス

一 踊子共

3 請人

家財三分二取上

一 人主

4 一家主

家財家蔵取上、百日手鎖

改可申付事

一右五人組

過料

一右名主

重キ過料

一右地主

但外ニ住宅候共、家藏・地面共取上、五ヶ年之間

明地ニ致置、六ヶ年目ニ元地主願出申候ハ、為

買取可申候事

一御扶持人 御用達町人 拝領屋敷ニ而も、一件御仕置右同断

但五ヶ年過右屋敷願出候ハ、可被下候、外之場

所相願候ハ、新規願之者与付合候共無取上

一寺社門前

地主有之町屋ニ候ハ、地面・家藏共取上相払、

買請候者年貢役、其寺社江可相勤事

但寺院・神主者寺社奉行所ニ而急度叱り置、自分

ニ而致遠慮候様可申付事

一寺社門前地借町屋之前

寛保二年本公事方御定書の一異本

二而所江預、隔日封印改

5 一五人組

過料

6 一名主

重キ過料

7 一地主

外ニ罷在候共、家藏地面共ニ取上

但、五ヶ年之内明地ニ致置、六ヶ年目ニ元地主

願候ハ、為買取可申候

8 一御扶持人又ハ御用達町人 拝領屋敷 一件御仕置

右同断

但、五ヶ年過、屋敷願候ハ、可被下、外之場所

相願候ハ、新規(願欠カ)之ものとき合候

とも、被召上候もの江可被下

9 一寺社門前町屋 地主有之町屋ニ候ハ、地面家

藏共ニ取上相払、買請候ものよ

り年貢役其寺社江可為(相欠カ)

勤候

但、寺院神主ハ寺社奉行ニ而叱置、自分ニ而致遠慮候様ニ可申付

二六九

右家蔵共ニ取上、五ヶ年之内明地ニ為致置可申候
但寺院・神主等咎右同断

10 同地借り町屋之分ハ 家蔵取上、五ヶ年之内明
地ニ為致置可申

一妻を隠売女之類ニ出候者

重キ敲

但、寺院神主等咎右同断

11 一妻を隠売女之類ニ出し候もの 家財取上重敲

本条も多項から成るので敷史料に項番号を付す。題号「致候者」を削除すべきである。一項は三史料共に上下二段に分けて記すのに対して、「右者」の語句を独自に付け加え横に並記する。また「隠売女」の下「致し候者」を挿入する必要がある一方、末尾「可申付事」の語句不要、削除すべきである。二項、敷史料は一ツ書に隠売女と踊子共を並記するが、高塩史料は隠売女と踊子共とを分けて各一ツ書に記す（但し処分は一つに纏める）。これに対して本史料は茎田史料と同様「隠売女踊子共」と縦に一つに記す。本史料「者」字は削除、逆に「吉原」の後に「町」字の挿入が必要である。三項以下、本史料は「右」字を一つ書きの下に附すが、削除の要有り。請人・人主を別項とするが、三史料共一つ書きの下に並記する。それに従う。なお取上高の「三分一」を「三分二」に修正する必要がある。「家主」の「家蔵迄」の語句は「家財家蔵」に修正されるが、条文を承知して家財だけでなく、「家蔵迄」と文意を述べたかのような差異である。なお茎田史料の「家主」以下、位置づけ、量刑に混乱がある（敷史料九〇頁一部指摘洩れ有り）。七項は「二右地主」と記した後に、「但」字を冒頭に記して但書の形態を取り、その中で処分内容も記載する混乱を起こしている。規定中、「住宅」は「罷在」に訂正される。敷史料には有る「共二」の「三」字は茎田史料も存在しない。本来の但書となる規定中では、「間」は「内」に修正。末尾「候事」を

藪復元では「候」で終わり、高塩史料では「候」字は存しない異同が検出されるが、荃田史料は同文である。今後に問題を残す。

八項は藪史料が「御扶持……屋敷」を一行に記すのに対し、荃田史料は三行、高塩史料は「御扶持……」と「拝領屋敷」と双行に記す。本史料は「御扶持人」と「御……町人」を二細行で記し、その下に「拝領屋敷」と記載方式に微妙な差異が見受けられる（結果的に「又ハ」の語句が脱落した）。両者の拝領であることを明示する一番適切な表記法とは何なのかと関連するが、藪復元が最良と言えるか、今後に課題を残している。なお本史料の「ニ而も」、但書「右」・「可被下候」の「候」の各語句等削除、「付合」下「候」字挿入が必要なほか、末尾「無取上」は「被召上候もの江可被下」に修正する必要があるが、意図的な改変が存するのでは無いかと疑問がわく。なお藪復元では「之もの」の間に入るように（願欠か）の行間補記が配置されるが、「之」字の上にくるよう補記すべきである。九項は「門前」の後「町屋」、「ものより」の「より」の語句の挿入が必要なほか、「可相勤事」は「可為相勤候」に校訂される。但書では「奉行所」の「所」字、「急度」の語句、「可申付事」の「事」字は削除を要する。一〇項では「寺社門前」は「同」字で良い。また「右」字・「共」字・「候」字は不要、削除される。一一項では「家財取上」が抜けている。

密通之者御仕置之事

一密通致候妻

死罪

1 一密通致し候妻

死罪

一右同断男

同断

2 一密通之男

死罪

48 密通御仕置之事

寛保二年本公事方御定書の一異本

二七一

但実夫を殺候様巧候歟、又者手伝殺候ニ於てハ

獄門

一密夫致実之夫を殺候妻

引廻之上磔

一密夫致実之夫ニ疵付候者

引廻之上獄門

一主人之女房江密通致手引候者

死罪

一養母養娘并嫁与密通之者

男女共

獄門

一姉妹伯母姪与密通之者

男女共

非人手下

一離別之状不遣而後妻呼候者

所払

但利欲之筋を以之儀ニ候ハ、家財取上

江戸払

一離別之状を不取、他江嫁入候女、髪を剃、親共江返

ス

一離別之状を不取、他江縁付候親

過料

但呼取候先之男も右同断

一主人之娘与密通致候者

中追放

一主人之娘江密通致手引候者

所払

一夫無之女与致密通、誘引出候者、女者为相返、男者

但、実之夫を殺し候様ニ勸候歟、又ハ（致欠カ）

手伝殺候ニおゐてハ、獄門

3 一密夫いたし実之夫を殺し候もの 引廻之上磔

4 一密夫いたし実之夫ニ疵付候もの 引廻之上獄門

5 一主人之妻江密通之手引いたし候もの 死罪

6 一養母養娘并嫁と密通いたし候もの 男女共 獄門

7 一姉妹伯母姪と密通いたし候もの 男女共遠国非人手下

8 一離別状不遣、後妻を呼候もの 所払

但、利欲之筋を以之儀ニ候ハ、家財取上、江

戸払

9 一離別状を不取、他江嫁候女 髪を剃、親元江相返

ス

但、右之取持いたし候もの、過料

10 一離別状無之女、他江縁付ヶ候親 過料

但、呼取候男、同断

11 一主人之娘と密通いたし候もの 中追放

但、娘者手鎖かけ、親元江相渡

手鎖

一下男下女之密通

主人江引渡ス

12 一主人之娘江密通之手引いたし候もの

所払

13 一夫無之女と密通いたし、

女ハ為相帰

誘引出し候もの

男ハ手鎖

14 一下男下女之密通

主人江引渡遣ス

簡単な条項から成るように見えるが、三史料との差異が甚だしく、説明の便宜のために敷衍原史料に項番号を附した。先ず題目からして「密通之者」と三史料に無い「之者」の語句が存する。削除すべきではあるが、単なる誤写から生ずる事象では無いことだけは言えよう。一項以下漢文ならば起こらない「密通致」の語句が続くが、「致」字の配置の混乱については、これ以上言及しない。恐らく音読規定の書写の際に不用意に漢字を記したと解しておく。二項「右同断」は「密通之」に訂正される。下段の刑罰に「同断」とあることに影響を受けたのであろう。但書では「巧」は「三勦」、「手伝」は敷史料と同様「致手伝」と校訂される。五項敷史料「妻」を「女房」と記すが、荃田史料も同様である。問題のあることだけ触れておく。本項の「致」の用法からは「密通」の下に敷史料の如く「之」字が必要となる。高塩史料を音読すれば本史料と同じ音となるが、この場合「いたし」としている。六項「嫁」字は同義だが三史料ともに記す「姫」字に訂正される。「密通之」は「致密通候」と修正すべきである。七項も「密通之」は「致密通候」と修正される。

八項では「離別之」の「之」字(九・一〇項も同様)「遣而」の「而」字は不要である一方、「後妻」の後に「を」字を必要とする。九項では敷史料の「親元」の語句を「親共」とするが、荃田史料も同様である。

寛保二年本公事方御定書の一異本

二七三

る。「返ス」の前に「相」字挿入が必要である。なお但書が全文欠落する。補うべきである。一〇項「離別之状を不取」と前項と同文を採るが、「離別状無之女」で良い。また「縁付」は「縁付ケ」と「ケ」字を必要とする。但書「先之男も、右同断」は「男、同断」に訂正すべきである。一一項も但書が全文欠落、補うべきである。一二項では「返」字を敷史料のみ「帰」字を採る。荃田・高塩両史料も「返」字であり、差異の存在に触れておく。一四項「引渡ス」は三史料に従い「引渡遣ス」とする。

一 縁談極候娘与致不義候男并娘共切殺候親

見届候段、於紛無ニおゐてハ、無構

本条では本史料に題目無く、前条の一五項扱いとする。前条で二つの項の但書が欠落していたのと同じ傾向を示す。なお「共」字の下に「三」字の挿入を要する。逆に「於」字は重複となり、削除すべきである。

男女申合相果候者御仕置之事

一 不儀ニ而相对死致候者

右死骸取捨、吊申間敷事

但一方存命ニ候ハ、

一 双方共存命ニ候ハ、三日晒之上、

49 縁談極候娘と不義いたし候を切殺候もの之事

一 縁談極置候娘と不義いたし候男并娘共に切殺候親

見届候段、無紛におゐてハ、無構

本条では本史料に題目無く、前条の一五項扱いとする。前条で二つの項の但書が欠落していたのと同じ傾向を示す。なお「共」字の下に「三」字の挿入を要する。逆に「於」字は重複となり、削除すべきである。

50 男女申合相果候もの之事

一 不義にて相对死いたし候もの

死骸取捨、

但、一方存命ニ候ハ、下手下

一 双方共存命ニ候ハ、三日晒 非人手下

一 主人と下女相對死致損、主人存命ニ候ハ、非人手下 一 一主人と下女相對死致損、主人存命ニ候ハ、非人手下
題号から「御仕置」の語句削除される。一項、死骸の処分は下段に規定するため、「右」に始まる本史料
の規定の配列の修正が必要となる。従つて「右」字不要。「吊」字は高塩史料も採るが、「弔」字に改めた
上で、上に「為」字を挿入する必要がある。末尾「事」は三史料共に採る「候」字に改められる。二項
「之上」は不必要、削除される。

女犯之僧御仕置之事

一 寺持之僧

遠嶋

一 所化僧之類

晒之上、本寺触頭江相渡、寺法之通可被致事

一 密夫之僧

寺持・所化僧之無差別 獄門

二項「可被致事」は「可為致」と校訂される。

三鳥派不受不施御仕置之事

一 三鳥派不受不施類之法を勸候者

但改宗可致由申候共、

遠嶋

但勸候者俗人ニ候ハ、可致相続子者、改宗可致

寛保二年本公事方御定書の一異本

51 女犯之僧御仕置之事

一 寺持之僧

遠嶋

一 所化僧之類

晒之上、本寺触頭江相渡、
寺法之通可為致

一 密夫之僧

寺持、所化僧之無差別 獄門

52 三鳥派不受不施（御欠力）仕置之事

一 三鳥派不受不施類之法を勸候もの
可致改宗由申候共、

一 三鳥派不受不施類之法を勸候もの

遠嶋

但、勸メ候もの俗人に候ハ、家相続可致子ハ、

二七五

由申候共、所払、其外妻子改宗可致旨申におゐてハ無構

一同伝法を受、其上勸候者ニ宿致候者、改宗可致由申候共、重キ追放

一同伝法を請候内、勸候者之住所等世話致候者可致改宗由申候共 田畑取上所払

一同勸候者を村方ニ差置候名主・組頭ハ、役儀取上但帰依致候ニ於てハ、可致改宗由申候共

名主ハ田畑取上軽追放
組頭ハ田畑取上所払

一同勸候者者不致住居候共、大勢村方之者
帰依致候を不存ニおゐて 名主 重キ過料

組頭 軽キ過料

但右同断

一同伝法を請候者

遠嶋

但改宗致候、自今右之宗旨持間敷由致証文者

無構

可致改宗由申候共、所払、其外妻子可致改宗旨申におゐてハ、無構

一同伝法を請、其上勸メ候もの之宿いたし候もの 可致改宗由申候共 重追放

一同伝法を請候内、勸メ候もの之住所等世話いたし候もの 右同断 田畑取上所払

一同勸メ候ものを村方ニ差置候名主組頭 役儀取上但、帰依いたし候におゐてハ、可致改宗由申候共、

名主ハ田畑取上軽追放、組頭ハ田畑取上所払
一同勸メ候ものハ不致住居候 名主 重過料

共、大勢村方之もの帰依いたし候を不存ニおゐて 組頭 軽キ過料

但、右同断

一同伝法を請候もの

遠嶋

但、致改宗、自今右宗旨持ツ間敷旨致証文におゐ

てハ、無構

題号は荃田史料と同様に「三鳥派不受不施」と縦一列に記すが、科条類典所引寛保元年伺などから、藪復原のごとく双行で記すように校訂される。一項以下、「可致……」又は「致……」と本来記すべき箇所では「……可致」「……致」と記す事例が検出される。四八条でも触れたように、音読をそのまま漢字で記したのであろうか。一項では「但」字が相並んで検出される。最初の「但」字は削除の上、その下に続く規定は「遠嶋」刑の肩書の箇所配置する必要がある。本来の但書となる箇所では「可致相続」と記し（直上に「家」字の挿入が必要）、荃田・高塩両史料も同語句であるが、藪史料は「家相続可致」とする異同が検出され、復元に問題を残す。二項では「勸」は「勸メ」に（三〜五項も同様）、「者」は「者之」に訂正される。高塩史料では「勸」字だけである。なお荃田史料も「重キ追放」の語句を使用する。三項は藪史料では「右同断」とするのに対して「可致改宗由申候共」と前項と同じ言葉を繰り返す。校訂すべきである。四項「組頭ハ」の「ハ」字は不要である。五項「改宗致候」と四字目を「候」と読んだが、意味続かず、削除すべきである。ほかに「間敷由」は「間敷旨」に三史料に従い改められる。

新規之神事仏事并奇怪異説等之御仕置之事

一新規之神事仏事致候者

出家社人二候ハ、

其品重キハ 所払

其品軽キハ 逼塞

53 新規之神事仏事并奇怪異説御仕置之事

一新規之神事仏事いたし候もの

出家社人二候ハ、

其品重キハ 所払

其品軽キハ 逼塞

寛保二年本公事方御定書の一異本

二七七

俗人ニ候ハ、過料

俗人ニ候ハ、過料

一 寄怪異説申触、人集致候ニおゐてハ

一 奇怪異説申触し、人集いたし候ニおゐてハ

人集致候者 江戸払

人集いたし候宿 江戸払

発起致
申触候頭取者 右同断

発起いたし申触候頭取 右同断

右世話致候者所払

同世話いたし候もの 所払

但人集致候者者、名主ハ押込、五人組者過料、在
方者、名主役儀取上、組頭者過料、在

但、人集いたし候宿之名主押込、五人組過料、在
方ハ名主役儀取上、組頭過料

題号のうち「等之」の語句不要、削除される。一項「出家……」と「俗人……」の配置では敷史料と一致するが、科条類典寛保元年伺に対する懸紙（禁令考後三一―二〇頁）では一字下ケになっており、荃田・高塩史料のように同じ高さに配置するかどうかについては問題を残す。二項では「人集致候者」の「者」字、但書「者者」は各「宿」、「宿之」に校訂すべきである。また「右世話」は「同世話」に修正される。

変死之者を内証ニ而葬候寺院御仕置之事

54 変死之ものを内証ニ而葬候寺院御仕置之事

一通例之死と不相見変死之者を、内証ニ而葬候寺院者

一通例之死と不相見変死之 五十日

五十日逼塞

ものを内証ニ而葬候寺院 逼塞

寛保三年の増補に際して「通例之死と不相見」の文言は紛らわしいとして削除されたが、それ以前の姿を残すので、寛保二年の規定であることが確認される。なお「寺院者」の「者」字は不要である。

三笠附博奕打候者取除無尽之類御仕置之事

二三笠附點者、同金元并宿、博奕打筒取并宿、

取除無尽頭取・宿共

遠嶋

二三笠附句拾ひ・取除無尽之札壳 家財取上非人手下

一取除無尽鬪振世話役

家財取上江戸払

二三笠附致候者・博奕打候者・取除無尽致候者

家財家蔵取上候程之過料

家財之外家蔵無之者者過料五貫文
三貫文

一悪賽拵候者

入墨之上重キ敲

一武士屋敷ニ而召仕博奕打候者

右同断

二三笠附點者、金元并宿之家主、博奕宿筒取致候者之

家主、并取除無尽宿并頭取之家主

家財取上百日手鎖

一同地主者

屋敷取上ケ

但五ヶ年過、元地主江返し被下候、外地面ニ而い

寛保二年本公事方御定書の一異本

55 三笠附博奕打取除無尽御仕置之事

1 三笠附點者同金元并宿

一博奕（打欠カ）筒取并宿

遠嶋

取除無尽頭取并宿

2 二三笠附句拾、取除無尽札壳 家財取上 非人手下

3 一取除無尽鬪振せわやき 家財取上 江戸払

4 三笠附いたし候もの 家財家蔵取上候程之過料、

一博奕打候もの 家蔵無之ものハ五貫文、

取除無尽いたし候もの 或三貫文過料

5 一武士屋敷ニ而召仕博奕いたし候もの 遠嶋

6 一悪賽拵候もの 入墨之上重敲

7 一手目博奕打候もの 遠嶋

8 三笠附點者金元并宿之家主

一博奕宿并筒取致候もの之家主 家財取上百日手鎖

取除無尽之宿并頭取之家主

9 一同地主

屋鋪取上

但、五ヶ年過、元地主江返し被下之、外にてい

二七九

たし候者之地主者、三ヶ年ニ而返し被下候事

附其日稼之者、商先ニ而当分博奕并致筒取候類者、地主并所之者不及咎ニ事

二三笠附宿、博奕・取除無尺宿両隣并五人組

家財取上

但在方者、組頭・五人組共ニ 過料

一同名主、在方者 五十日押込過料

一同町内 廿日 戸ノ

一輕キ賭之宝引よみかるた打候者 三十日手鎖

一同宿致候者 三貫文過料

二三笠附点者・同金元并宿、博奕打筒取之者、并取除無尺頭取并宿を訴出候者、縦同類たりといふとも、

其咎を免され 御褒美 銀式枚

但句拾ひ・札売等訴出、其手筋ニ而右之者召捕候

たし候もの之地主ハ、三ヶ年過、返し可被下

附、其日稼之もの、商先ニ而当分博奕筒取いたし候類ハ、地主并所之もの共不及咎

10 三笠附宿

一博奕打宿 両隣并五人組 家財取上

取除無尺宿

但、在方ハ組頭五人組共過料

11 一同名主 五十日押込

但、在方ハ過料

12 一同町内 家並 廿日戸ノ

向側小間ニ応し 過料

13 一輕キ掛ケ之宝引よみかるた打候もの三十日手鎖

14 一同宿いたし候もの 三貫文過料

三笠附点者同金元并宿 訴出候もの

15 一博奕打筒取并宿 同類たりといふ共、

取除無尺頭取并宿 其科を被免

御褒美 銀式拾枚

八、金子五両、又者三両御褒美可被下事

但、句拾札売等を訴出、其手筋ニ而右之もの共
を捕候ハ、金五両、又ハ三両御褒美可被下事

本条も多項から成るので、藪史料に項番号を付記し、説明の便を図った。題号では「之類」不要。但し一三項の「宝引」等も処罰する規定が含まれるので、意図的に挿入した可能性もある。そのほか「打候者」のうち「候者」も不要、削除される。一項では「宿共」の「共」字不要。なお高塩史料は賭博行為三種をそれぞれ一ツ書きとする（二・四項も同様）。二項藪史料には存しない「拾ひ」の「ひ」字、「無尽之」の「之」字は荃田史料にも見出される。「之」字は高塩史料でも認められる。三項藪史料等は「せわやき」、漢字に当てるならば「世話焼」となり、本史料の「世話役」の「役」字は校訂される。四項では「家財之外」は家財は勿論の意で説明に付記したとしか解されない。不要だが、意図的挿入の可能性はここでも存する。本史料では「過料」の下に細字で双行に額を記載したため、結果「或ハ」の語句が消えている。藪史料に従って「五貫文、或者三貫文過料」に校訂の必要がある。五・六項の本史料は混乱がある。配列が先ず逆転する以外に本来五項の刑罰を「右同断」とするが、「遠嶋」の誤りである。七項は本史料では欠落する。補訂する必要がある。八項は「博奕宿」の後に「并」字挿入、逆に「并取除」の「并」字削除が必要である。九項では「地主者」の「者」字不要、「被下候」は「被下之」、また「被下候事」は「可被下」で良い。そのほか「博奕并」の「并」字、「三事」は不要であり、「所之者」の下には「共」字の挿入を要する。一〇項では「博奕」の下に「打宿」の語句の挿入が必要である。また但書中「共ニ」の「ニ」字は不要である。一一項はまた混乱がある。本史料では「同名主」の下に「在方者」を配置して町方・在方の

区別無く「五十日押込過料」の二重仕置の刑が下されるように記すが、名主は五十日押込、在方は但書の中で「過料」刑が下される配置である。続く一二項も「家並」の語句が抜け、また「向側小間ニ応し過料」の規定が欠落する。補う必要がある。一五項では「并取除」の「并」字、「縦」字不要、削除すべきである。逆に褒美の「銀式枚」は「銀式拾枚」に校訂すべきである。但書では「札売等」の下に「を」字の挿入、「右之者召捕」は「右之者共を捕」に修正をそれぞれ必要とする。また「金子」は「金」だけで良い。

盗賊御仕置之事

一人を殺、盗致候者

引廻シ之上獄門

一盗ニ入刃物にて人ニ疵付候者

右盗取候品持主江取返し候共

獄門

一盗ニ入刃物ニ而も無之外之品ニ而人ニ疵付候者

右同断ニ而茂

死罪

一盗可致と徒党致、人家江押込候者

頭取ハ 獄門

同類ハ 死罪

一家内江忍入、或者土蔵杯破り候類

56 盗人御仕置之事

1 一都而盗物之品ハ、被盜取候もの（江欠カ）相返可

申候、金子遣捨候ハ、可為損失、勿論盜物取戻

候共、無差別、左之通御仕置可申付事

2 一人を殺、盗致候もの 引廻之上獄門

3 一盗ニ入、刃物ニ而人ニ疵付候もの

盗物持主江取返し候共 獄門

4 一盗ニ入、刃物ニ而無之外之品ニ而人に疵付候もの

盗物持主（江欠カ）取返し候共 死罪

5 一盗可致と徒党いたし、人家江押込候もの

金高雜物不限多少

死罪

但忍入候共、巧候儀ニ而も無之、其品之輕キハ

入墨之上重キ敲

一 盗人之手引致候者

死罪

一片輪者所持之品盜取候者

右同断

一 追剥致候者

獄門

一 追落致候者

死罪

一手元ニ有之品風与盜取候類者

金高ハ拾両方以上

死罪

雜物者代金ニ積り拾両以上者

但金子拾両方以下 雜物ハ

入墨敲

代金ニ積り拾両位方以下者

一 悪党者与乍存宿致候者

死罪

一 盜取候品売払ひ遣、又者質物ニ置遣ひ配分致候者

右同断

一 悪党者与乍存宿を致、又者五七日ツ、逗留為致候者

重キ追放

寛保二年本公事方御定書の一異本

頭取

獄門

同類

死罪

6 一家内江忍入、或ハ土蔵打破り候類

金高雜物之不依多少

死罪

但、忍入候共、巧候儀ニ而も無之、其品輕キハ、

入墨之上重敲

7 一盗人之手引致候もの

死罪

8 一片輪もの所持之品を盜取候もの

死罪

9 一追剥致し候もの

獄門

10 一追落いたし候もの

死罪

11 一手元ニ有之品を與風取候類

金子ハ拾両より以上、雜物ハ

代金ニ積拾両位より以上ハ 死罪

金子ハ拾両より以下、雜物ハ

代金ニ積拾両位より以下ハ 入墨敲

12 一悪党ものと乍存宿いたし、盜物売払遣、

又者質ニ置遣し配分取候もの

死罪

二八三

但悪党者磔ニ被行候ハ、宿致候者 死罪

一家蔵江忍入盗人ニ被頼、盗物を連ひ配分取候者

敲之上軽キ追放

一御林之竹木等申合盜賊致候者

頭取 重キ追放

頭取ニ准シ候者 中追放

同類者 過料

一輕キ盜致候者

一旦敲ニ成候者、輕キ盜致候者 入墨

一途中ニ而小盜致候者 敲

一橋之高欄又者武士屋敷鉄物等はつし候者 重キ敲

一湯屋江行、衣類等着替候者 敲

一輕キ盗人之宿を致候者 所払

一盗人と乍存致世話、配分不取者 敲

一盗物と乍存預り候者 右ニ同

右之ニケ条、其品之重キハ、御仕置臨時ニ可致評

13 一悪党ものと乍存宿致し、又ハ

五七日ツ、逗留為仕候もの 重キ追放

但、悪党もの磔ニ被行候ハ、宿致候もの、

死罪

14 一家蔵江忍入候盗人ニ被頼、 敲之上

盗物持運、配分取候もの 軽追放

但、配分不取候ハ、敲之上所払

15 一御林之竹木等申合盜伐いたし候もの

頭取 重追放

頭取ニ准シ候もの 中追放

同類 過料

16 一輕キ盜致候もの 敲

17 一旦敲ニ成候上、輕キ盗いたし候もの 入墨

18 一途中ニ而小盜致し候もの 敲

19 一橋之高欄又ハ武士屋敷之鉄物はつし候もの重ク敲

20 一湯屋江參、衣類着替候もの 敲

21 一輕キ盗人之宿をいたし候もの 所払

儀事

一 陰物買

入墨之上敲

但年来此事ニ掛り候者

死罪

一 陰物と乍存又買致候者

入墨之上敲

一 盜物与者不存候得共、出所不相糺質ニ置遣候者

過料

一 都而盜物之品者盜取候者江相返可申候、金子を遣ひ

捨候ハ、可為損失、勿論盜物取戻し候共、無差別、

右之通ニ御仕置可申付事

- 22 一 盜物と乍存世話いたし、配分ハ不取もの 敲
- 23 一 盜物と存、預り候もの 敲
- 右三ヶ条、其品重キハ、御仕置、臨時ニ可致評議事
- 24 一 陰物買 入墨之上敲
- 但、年来此事ニか、り居候ものハ、死罪
- 25 一 陰物と乍存、又買いたし候もの 入墨之上敲
- 26 一 盜物とハ不存候得共、出所 入墨之上敲
- 不相糺、質ニ置遣候もの 過料

本条も多項から成るので、藪史料に項番号を付記し、説明の便を図った。題号では本史料の「盜賊」は

「盜人」に訂正される。藪復元1は禁令考後三一一九七頁所引寛保元年何に対する御下知に基づき確定し

た規定であるが、棠蔭秘鑑所収五十六条一項に配置されている規定と同文である。当該規定でも上記何に

検出される「左之通」の語句が検出されるので、後に続く諸項に適用されるとして冒頭に配置されたと推

察される。既に荃田史料では末項に配置されていることを承知の上で、何の言及も無く冒頭に配置された

のは、右記二事由に基づくと考えざるを得ない。しかし、荃田史料だけでなく、本史料・高塩史料も末項

に配置する。既に高塩氏も「『公裁秘録』はこの規定を同条末尾の第二十六項に配しており、『秘宝政用集』

も同じく同条末尾にこの規定が存する」故に「寛保二年、寛保三年の各『御定書』では、第五十六条の末

寛保二年本公事方御定書の一異本

二八五

尾であったと言えよう」と指摘する（上掲論文三八頁）が、更に上記寛保元年何に対する御下知は藪史料二六項になる規定の後に掲載されており、寛保二・三年段階では末項に配置されていたと考えられる。延享元年六月の何では「盗人御仕置之五ヶ条目」として藪史料六項、即ち藪史料一項を除くと対応する規定が検討されている。科条類典ではこの間の変遷に触れる史料をそれ以上明記することは無いが、少なくとも延享元年の検討段階でも藪史料一項は冒頭に配置されていなかったことの傍証となろう。敢えて根拠らしきものを求めた次第である。藪氏は配列の問題では荃田史料を信用するしかないとする（八四頁）が、慎重な検討に不足のあったことが惜しまれる。科条類典そのものの校訂が求められる現段階では本語句もその対象の一つとなろう。

以下、藪復元史料項番号で論を進めるが、三項では「右」字不要。「盗取候品」は「盗物」に校訂されるが、荃田史料も「盗取候物」とする。四項では「三而も」の「も」字不要、「右同断ニ而茂」を藪史料は前項と同文を配置するが、荃田・高塩両史料も「右同断」としており、条文段階では藪史料の如く同文の規定を繰り返していたか疑問が残る。五項は「頭取ハ」「同類ハ」の各「ハ」字不要。六項は「金高……」の配置を変更した上で、「雑物」の下に「之」字の挿入、「不限」の「不依」への修正を必要とするが、同語句を荃田史料も採る。但書では「三而」の後に「も」字の挿入、逆に「其品之」の「之」字の削除を要する。この点では荃田史料は藪史料と同語句である。また本史料では「入墨」と細字双行で記すが、「入墨之上」の表記で良い。八項では「所持之品」の後に「を」字の挿入を要する。また「右同断」の語句は、藪史料では「死罪」と表記するが、荃田史料も「右同断」を採る。一一項は「風与」を藪史料は「與風」

とするが、荃田史料は「風と」とする。「類者」の「者」字不要。「金高」は「金子」に修正、「拾両」の後に「位」字の挿入を要する。また「拾両以下」の上の「但」字も不要である。

一二項を本史料は二つに分けたため、「死罪」・「右同断」と並記する、他史料には見受けられない混乱を示す。従って「宿致候者 死罪」は「宿いたし」だけで良く、二ツ目の「一」字不要、「盗取候品」は「盗物」に（但し三項と同様に荃田史料も「盗取物」とする）、「質物」は「質」に、「配分致」は「配分取」に各校訂を要する。結果「右同断」の箇所に「死罪」の刑罰が表記されることになる。一三項では「逗留為致」は「逗留為仕」に修正される。一四項では「忍入」の後に「候」字挿入のほか、「盗物を運び」は「盗物持運」に修正される以外、本史料では但書が全文欠落する。補訂すべきである。一五項は「盜賊」を「盜伐」に直すほか、「同類者」の「者」字は不要である。一七項では「成候者」と「成候上」と訂正される。一九項では「鉄物等」の「等」字不要である。なお「重キ敲」を藪史料は「重ク敲」とする。荃田・高塩両史料も採るように「重キ敲」とするのが正しい。二〇項では「湯屋三行」は「湯屋江参」に、「衣類等」は「衣類」とすべきである。

一二項、藪史料では「配分ハ」と「ハ」字を含むが、荃田・高塩両史料も無いことを付言しておく。二三項では荃田史料と同様、本史料は「乍存」とするが、高塩史料と同じく藪史料では「存」字のみである。科条類典史料に従い、「と存」に留めておく。その後に本史料・荃田史料は「二ヶ条」云々と記す（但し荃田史料では「三」を傍書する）のに対して、藪史料では「三ヶ条」とする。本付記は寛保三年段階では削除されており、高塩史料は参考にならない。科条類典では確かに「三ヶ条」の語句は存在する（禁令考

後三十一九五頁）が、寛保元年六月に伺をたてた段階では敷復元二二項の直前は「一盗物と乍存世話いたし、配分又ハ札銭貫候もの」との規定が原案として存在していたが、恐らく翌年と考えられるが、五月十日の評議で除去されたと認められる。この原案と続く二ヶ条は何れも「盗物と（乍）存」世話、または預りとする点では共通しており、従って本来の原案段階では上記三条を以て「三ヶ条」と規定したが、除去によって「二ヶ条」に改められた可能性が高い。事実「軽キ盗人之宿……」の規定の基となった事件の内容は、長滞在上、「怪敷」と「心付」ながら、飯料として米銭を貰っていたのが不埒故、所払の刑に処されたもので、原案や続く二ヶ条の「敲刑」とは異なった刑が科されている（禁令考後三十一九四頁）。必ずしも「其品重キ」の条件が入る余地は無いのではなからうか。従って除去された原案を除く二二・二三項で以て「二ヶ条」と寛保二年段階では規定されていたと言えよう。二四項では「掛り」の下に「居」一字を挿入すべきである。二五項・二六項では敷復元史料と異同は無い。本条一項・二三項付記に敷復元には問題があることを論じた。

盗物質取、又者買取候者御仕置之事

一 盗物と不存、証人取之、如通例之質ニ取、吟味之上、
盗物之訳不存旨相決候ハ、証人ニ元金を償、質物
者取戻し、盗取候者江相渡可申候事

但証人も御仕置ニ成、金子可差出懸り無之候ハ、

57 盗物質ニ取又ハ買取候もの御仕置之事

一 盗物と不存、証人取之、如通例質ニ取、吟味之上、
盗物之儀不存訳ニ決候ハ、証人ニ元金を償、質物
ハ取返、被盜候もの江相渡可申事

但、証人も御仕置ニ成、金子可差出懸り無之候ハ、

質屋可為致損候、尤証人無之、或者無念之質取方

ニ候ハ、質屋江為致損金、其上咎可申付事

一 盜物と不存、反物其外買取候者、其色品を相改取返し、被盜候者江相返し、代金共買主不念ニ候間、

可為致損、証人取候而買取候ハ、証人方代金買主江為相渡可申候事

但被盜候色品有所不知、代金盜人所持致候ハ、

取上候而、被盜候者相渡可申候、盜物買主方取戻

し候上、代金盜人致所持候ハ、

公儀江取上可申事

一 盜物を買取、売払候節、売先段々相糺シ、代金を

以為買戻、被盜候者江為相返、盗人方初発ニ買取候

者へ損金可申付候事

但売先不相知候ハ、初発買取候者方被盜候者江

代金ニ而為償可申候事

一 紛失物、町触之節隠置候者

家財取上江戸払

寛保二年本公事方御定書の一異本

質屋可為致損金候、尤証人無之、或ハ不念之質取

方ニ候ハ、質屋為致損金、其上咎可申付事

一 盜物と不存、反物其外買取候もの、其色品取返、被盜候もの江相返、代金ハ買主不念候間、可為致損金

候、証人取候而買取候ハ、証人ニ代金買主方江為相渡可申候事

但、被盜候色品、有所不知、代金盜人致所持候

ハ、取上、被盜候もの江相渡可申候、盜物買主

より取返候上、代金盜人致所持候ハ、公儀江取

上可申事

一 盜物と不存、買取、売払候節ハ、売先段々相糺、代

金を以買戻させ、被盜候もの江為相返、盗人より初

発買取候もの之損金ニ可申付事

但、売先不相知候ハ、初発買取候ものより被盜

候もの江代金ニ而為償可申事

一 紛失もの、町触之節隠置候もの

家財取上江戸払

二八九

一 組合之定有之商物、組合ニ不入商物ニ致候者

商物取上過料

一 一人両判、或者証人無之質物を取候者

其品取上過料

但 町触之節、訴不出ニ於てハ、品取上候而不及咎

ニ候事

一 組合之定有之商物、組合に不入商売いたし候もの

商物取上 過料

一 一人両判、或証人無之質物を取候もの

其品取上 過料

但、町触之節訴出ニおゐてハ、其品取上、不及咎

題号「質取」は「質ニ取」に修正されるが、荃田史料も同語句である。一項では「通例之質」の「之」字不要だが、これまた荃田史料も「之」字は存する。「盜物之訳」は「盜物之儀」に、「不存旨」は「不存訳ニ」に、「相決」は「決」に、「取戻し」は「取返」に、また「盜取候」は「被盜候」へそれぞれ訂正されるほか、「候」字も不要である。但書では「損」は「損金」に、「無念」は「不念」に、「質屋江」は「質屋」に修正される。二項では「品を相改取返し」は「品取返」に、「代金共」は「代金ハ」に、「致損」は「致損金候」に、「証人方」は「証人ニ」に、「買主」は「買主方」に修正される。但書では「所持致」は「致所持」に、「取上候而」は「取上」、「盜候者」は「盜候者江」に、「取戻」は「取返」に正される。三項では「盜物を買取」は「盜物と不存、買取」に、「初発ニ買取候者へ」は「初発買取候者之」に、「損金」は「損金ニ」に、「可申付候事」は「可申付事」に各修正される。但書でも「可申候事」は「可申事」になる。五項では「商物ニ致」は「商売ニ致」と訂正される。六項では「訴不出」は「訴出」に、「品取上候而」に「其品取上」に、「不及咎ニ候事」は「不及咎」に各訂正される。細々した箇所が検出さ

れるが、科条類典所引寛保二年何に對する御下知（禁令考後三―二六五頁）で寛保二年段階の規定が全文確認されるので、寛復元史料に従う。

以上、『教令類纂』初集二十六に収められている「御定書」について煩雑になったが、荃田・高塩両史料をも参酌しつつ、寛復元史料との異同の有無の対比を中心に検討を繰り広げてきた。その結果

①本史料の規定には「公事方御定書」に關係のある条文が多数見出されるが、肩書の記載が無いこと、更に寛保三年に増修された際に他条に移行する一八条・二重御仕置申付候事が検出されたり、また八箇条題号名を改正したとの高塩博士の論も六五・七一条等で確認されるなど、諸点で寛保二年のそれと合致し、また寛保三年に行われた規定の増補や修正が認められないことから、寛保二年始めて編纂施行された「公事方御定書」の一写本であることが確認される。これは荃田佳寿子氏紹介の「秘宝政用集」に続く第二の写本の紹介となる。

②但し荃田氏の紹介後、藪利和氏は「科条類典」に見える寛保二年「公事方御定書」成立過程に關する諸史料を基礎にして原テキストを復元した上で、荃田史料の記載に對して問題点を指摘した。本史料の検出によって、逆に寛復元史料に問題は無いのか再検討の機会を与えてくれることとなった。

③その作業により、藪史料を除く三史料が共通して別の語句・文字を採る事例も幾つかあり、荃田史料との間にも同様に藪史料と異なる字句の一層多く存在することが認められた。藪氏の復元は「科条類典」記載の文言を基礎にするが、氏も自認されるように『徳川禁令考』所収の「科条類典」のみに依拠する危険性を承知して、公文書館の一本を以て条文の修正を行ったとするが、行間補記等を眺めてもどの箇所も修正を行ったか推測な

のか明確ではなく、どこまで文言、語句の細目に対する正確性を保証するかで今後の問題を残す。より良い「原テキスト」探索に向けて未だ課題がのこされていると言うべきであろう。僅かであるが一助の役でも果たしうるのではないかと考え、検討を進めていった次第である。

但し本史料は余りにも多くの点で問題を含んでいる。

① 先ず不可解なのは、本史料は數復元史料六三から始まり、七四まで進んだ後、突然に一〇に移り（一一は題号も無い、また二四の題号は二三の規定の規定の中に含まれる）三三の途中まで進んだ後に、三六の途中から（四五・四九も題号が無い）五七で終わる配列を採用。結果的に一〇～三三・三六～五七・六三～七四の規定に留まる。訴訟手続きや刑罰等の重要規定が脱落しているのである。このような配列を採った根拠は思い浮かばず、困惑する次第である。従って高塩史料の検討を通じて、冒頭に藪氏からの荃田史料への批判に対する疑問を掲げたが、それに対する回答となるべき条文が本史料では記入されていないのは遺憾である。

② 特に多項からなる条文に混乱や誤字が顕著に見出され、質の良い史料と言えないのは残念である。幾つか原因が掴めた事例は説明を加えた（三三・借金銀の配列等）が、それにしても多すぎる。一応校訂して細字で追記した箇所が幾つか検出されるので、単なる誤写の問題では無いように思われる。原因として思いつくのは基になった史料自体の質の悪さ以外に、本史料の筆写は読み手の読み上げを書き手が記載していった際の混乱にその一端があるのではないかと推測している。「御定書」では犯罪構成要件に属すべき内容を上段に、その刑罰・処分などは付帯する条件を右横に掲げて下段に配置し、但書はその横に縦書で記載する方式が多数見出される。この点では荃田史料・高塩史料もその方針が貫かれているが、本史料も当初こそそれに従うが、次第に但

書を拵え、そこに付帯条件などを書き込むことによって混乱を拡げている。これは読み手・書き手の何方に責任があるのか不明だが、史料を一人で見て書写することによって起こりえない混乱であろう。

③ただ善意に解すれば、本史料は法典を忠実に転写するより、理解しやすいように言葉を添えたり、言葉を変えて記載しようとした形跡は見出される。例えば七二題号「相手理不尺之仕形ニ而下手人ニ不成御仕置之事」に對して相手が理不尺であつても切り殺せば本来「下手人」刑だが、「但」以下の条件があれば「中追放」とする規定に改めている。結果的に但書が二つ並ぶことになるが、「御定書」の文章が簡潔すぎるために語句を挟んだり、「但」字を挿入したと考えられる。このように多数の異同の中には原テキストと字形が類似して誤読・誤写と認められる性格とは異質の差異があることに注意を払う必要がある。随所にそのような内容の検出されることは各条の校訂の際に触れてきたつもりである。但し原テキストの確定には逆に阻害条件となることは言うまでもない。

④そこで浮かび上がってくるのが、本史料を「教令類纂」、しかも初集に収めた幕府御先手頭宮崎成美の問題である。正徳五年を下限として、各部毎に幕令を出典を示しつつ列記した中で、御定書之部は異質である。二十五是「元禄御法式」と副題され、石井良助氏によれば「御仕置裁許帳に見える判決を材料として同書之順序に従ひ、当時の刑法を条文の形に編成したもの」『近世法制史料叢書』第一（一九五九年複刊本による）で、編纂者は不明であり、出典も明記しない問題を残すが、初集に収めてよい内容である。だが二十六の本史料は明らかに寛保二年編纂であり、初集の対象にならない時期の書物である。しかも既に眺めてきた如く極めて質の悪い書物である。それを承知で出典も明記せず収載したのであろうか。それとも彼のように父の遺志に従い多

様な法制史料に接して編纂を企てうる人物でも、「御定書」の「秘密法典」性に遮られて接する機会が無かったからこそ、本史料の評価に対して誤った判断を下したのであるか。次々と疑問が湧いてくるが、今の所解決の方向性を見出せないのである。

⑤ 今回の三本との校合は本史料掲載条項に限られたが、その過程で「原テキスト」としてどの語句を採るべきか、または或る語句の採用には不確定な要素が残るのかについて触れてきた。寛保二年本「公事方御定書」の条項語句確定に若干でも寄与しておれば幸いである。ただただ第三の写本の出現を願って、締まりのない検討を終えることとする。